

教育委員会定例会議事日程

令和5年12月1日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合本部等への派遣について
- 3 審議案件
教委第37号議案 横浜市指定文化財の指定について
- 4 報告案件
教委報第3号 令和5年度歳入歳出予算案（12月補正）に関する意見の申出に係る
臨時代理報告について
- 5 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○11/30 本会議（第1日）議案上程（給与条例関係）・質疑・付託・議案議決

2 市教委関係

（1）主な会議等

○11/16 令和5年度 横浜市総合教育会議

○11/17 第56回 全国小学校理科研究協議会研究大会 神奈川大会

○11/18 横浜市立石川小学校 創立150周年記念式典

横浜市立潮田小学校 創立150周年記念式典

横浜市立金沢小学校 創立150周年記念式典

○11/25 横浜市立谷本小学校 創立150周年記念式典

（2）報告事項

○「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合本部等への派遣について

3 その他

「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合本部等への派遣について

1 目的

国際機関の訪問を通じて国際平和への貢献について体験的に学ぶとともに、国連国際学校（国連本部や各国代表部等の職員の子どもを対象として設立された学校）への体験入学を通して、子どもたちの国際感覚を養い、グローバル人材の育成を目指す。

2 派遣児童生徒（よこはま子どもピースメッセンジャー）

「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」(※)で横浜市長賞を受賞した4名の児童生徒を「よこはま子どもピースメッセンジャー」として委嘱し、派遣する。任期は3年とする。

氏名	学校名(区名) 学年
島田 優心(しまだ ゆうし)	盲特別支援学校 6年
吉田 愛(よしだ あい)	品濃小学校(戸塚区) 6年
大野 瑞葉(おおの みずは)	森中学校(磯子区) 3年
佐々木 春椿(ささき はるか)	日吉台西中学校(港北区) 3年

(※)「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」

- ・横浜市内の児童生徒の国際平和の重要性に対する意識を高め、国際平和のために自分たちにできることを実践しようとする態度を培うことを目的に、平成8年度から開催。
- ・小中学校等から選出された児童生徒が、各区の予選及び事務局審査（特別支援学校及び私立学校の児童生徒が対象）を経て市の大会に出場。
- ・今年度は、市内の小中学校の児童生徒約40,000人が参加し、市の大会には各区の代表となった小中学生各18名及び事務局審査を通過した特別支援学校及び私立小学生各1名の計38名が参加。（市の大会に出場した児童生徒は、市長から委嘱を受けて「子ども実行委員」として1年間活動）

3 派遣期間

10月15日(日)午前【出発】～10月22日(日)午後【帰着】

4 主な活動内容

(1) 国連機関・日本政府代表部へ訪問

- 「よこはま子どもピースメッセージ2023」を発表・伝達
- スピーチで主張した内容を含んだ英語による自己紹介
- 面会者による事業説明・質疑応答

① 国連本部での面会者

- ・国連国際学校 事務総長特別代表、国際連合フィールド支援担当 国連事務総長補佐：
リサ・ブッテンハイム 氏
- ・国連経済社会局 インクルーシブ社会開発部門 局長：
ジョン・ウィルモス 氏
主任：
小野 舞純 氏
- ・国際連合事務次長 グローバルコミュニケーション担当：
メリッサ・フレミング 氏
▶ 横浜市長 山中 竹春からのメッセージの進呈
- ・国連教育科学文化機関（ユネスコ） 国連上級調整官：
エステル・ザドラ 氏



- ② 国連児童基金（ユニセフ）本部での面会者
- ・ジェンダー平等プログラムアソシエイトディレクター：
ローレン・ランブル 氏
 - ・平和構築プログラムオフィサー： 深瀬 理子 氏
 - ▶ 令和4年度「よこはま子ども国際平和募金」(9,488,092円)の
目録を、ピースメッセンジャーが横浜市を代表して進呈
- ③ 国連女性機関
- ・事務局長： シマ・サミ・イスカンダル・バシハウス 氏
 - ・副所長： 石川 祥子 氏
- ④ 国連日本政府代表部での面会者
- ・大使 次席常駐代表： 山中 修 氏
 - ・一等書記官： 小松 庸人 氏



- (2) 国連国際学校 (UNIS) (※) への体験入学
- UNIS 事務局長のダンブレナー博士をはじめ UNIS 職員や児童生徒による歓迎会の開催。
 - ピースメッセンジャー4名と国連国際学校の児童生徒4名がペアとなり、各々クラスに入って国連国際学校の授業を体験。
 - (※) 国連国際学校 (UNIS) は約 1,500 人の子どもが在籍している幼稚園から高等学校まである私立のインターナショナル・スクール。(約3分の2が国連職員の家族)

5 NY訪問を終えたピースメッセンジャーの感想

- 「お互いを知ることが平和につながる」「理解しようとする、対話することが大切」会った人みな共通して伝えてくれました。それを生かして、これから、「平和のために自分は何ができるか」考え続けていきたいです。そして、ここで学んだことを、横浜に、日本に発信しなければならないと感じました。この旅は、今後の自分にとって大きな自信になると思います。
- 国連で会談した方々は、「話し合うことが大切」「弱者の声を聞くことが大切」「経験が大切」「学校・教育が大切」など、大切だとおっしゃることは様々でしたが、「誰一人取り残さない世界」を目指していることは共通していて、その目標に向けて皆さんが一致団結していたように感じました。本当にたくさんのことを学んだので、それを心に響くメッセージにして、これから発信していきたいです。
- 会談を重ねるうちに、知識量が増え、考え方も変わった気がします。もっと普段からニュースを見て世界のことを考えようと思いました。
- UNIS では、たくさん話しかけてもらったけど、自分の英語力が足りず、自然なコミュニケーションが取れないのが悔しかったです。もっと話せるようになりたいという気持ちがかみあげてきて、早く勉強がしたくなりました。UNIS の子たちはお互いの違いを認めて、褒め合っているところが素敵でした。国連の会談でも教えてもらった「他の文化とふれあうことの大切さ」を感じました。

今後の取組予定（ピースメッセンジャー、子ども実行委員）

日程	活動内容	参加者
11月25日(土)	ユニセフハウス訪問	実行委員希望者
12月6日(水)	第2回子ども実行委員会 ・国際連合訪問等の報告・国際平和に関する学習会 ・令和4年度子ども国際平和募金の活動（動画作成）	全実行委員
12月22日(金)	市長・教育長に活動報告	ピースメッセンジャー
1月下旬	ESD推進コンソーシアム交流報告会で活動報告	ピースメッセンジャー
令和6年3月末	UNIS 生徒の来浜（約20名、ホームステイ予定） ※R1 ホームステイ先：子ども実行委員宅、市立高校生宅から募集	検討中
令和6年7月	「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」で司会を担当	ピースメッセンジャー
令和6年8月	「よこはま子ども実行委員委嘱式」で司会を担当	ピースメッセンジャー



Yokohama Children's Peace Message 2023

In May of 2023, the leaders of the G7 members gathered in Hiroshima to address global issues. The president of Ukraine also joined the meeting. To think that Hiroshima is a city that was destroyed by atomic bomb while Ukraine is now suffering because of war reminded us of our mission to work for peace. It made us realize that war is not a thing of the past nor something that happens to others. War affects all of us this very moment, and peace is something that we must get by ourselves.

We go to school, study with friends, eat meals, play our favorite sports or music, and make our dreams come true. For many of us, this is the normal life. However, if we widen our horizon, we will see that this life is not normal for everyone. Some cannot go to school even though they want to learn many things, some do not have enough food to eat, some are frightened by war, and some face daily danger. This is the normal life for them.

How much attention do we give to these global problems? Have we asked ourselves what can we do? Is there nothing we could do to achieve a peaceful world? Let us learn what is happening in the world, think of answers, take actions, and continue to do actions, share our experiences, respect the thoughts and individuality of everyone, and have interest in understanding the many differences of culture and languages. We can do many things.

The world problems are our own problems. We will do what we can to solve these problems, one by one. It is hard to do it alone but if we work together, we can find solutions to these global issues through communication. We believe that international peace can come true.

2023 Yokohama Children's International Peace Program Members

よこはま子どもピースメッセージ2023

2023年5月、G7広島サミット。主要7か国の首脳が集い、世界の課題を話し合いました。被爆地広島で開催されたこと、そこで、今まさに戦禍に苦しむウクライナの大統領が、平和への願いを切実に訴えたこと。それは、戦争は過去の事でも他人事でもない、今、私たち1人ひとりに課された課題であり、平和は自分からつかみにいかなければならないものなのだと感じさせられた出来事でした。

学校に行き、友達と共に学び、食事をとり、好きなスポーツや音楽に打ち込んだり、夢に向けて努力したりする。私たちの多くにとってはそんな毎日が「ふつう」です。しかし、少し視野を広げると、それは決して「ふつう」ではないことに気付かされます。学びたいことはたくさんあるのに学校に行けない、お腹いっぱい食べられない、戦火に怯え、命の危険にさらされている、それが「ふつう」の毎日を送っている人もいます。

私たちはどれだけそういった世界の課題に目を向け、自分のこととして考えられているでしょうか。平和な世界にするために、私たちにできることは何もないのでしょうか。世界で起きていることを知ろうとすること、何ができるか考えること、行動を起こすこと、行動を継続すること、経験したことを伝えていくこと、友達の思いや個性を大切にすること、言葉や文化の違いに興味をもつこと、私たちがにできることはたくさんあります。

世界の課題は自分の課題。課題を解決するために、自分にできることを、私たちは1つずつ実行していきます。1人では難しいことも、仲間と対話をしながら、ともに光を見つけます。国際平和は必ず実現すると信じて。

令和5年度 よこはま子ども国際平和プログラム子ども実行委員

October 13, 2023

His Excellency Mr. António Guterres,
Secretary-General of the United Nations

Your Excellency,

On behalf of the 3.77 million residents of the City of Yokohama, I would like to express my heartfelt respect to you and to the people of United Nations for your relentless effort for international peace.

The City of Yokohama has a long history of international exchange with different cities around the world to promote international peace and international cooperation. In recognition of the city's efforts and contribution, the United Nation has designated Yokohama as a "Peace Messenger City" in 1987.

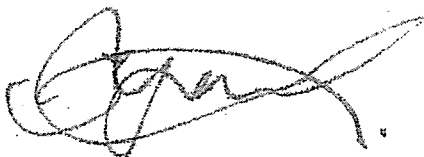
Every summer, the city organizes the "Yokohama Children's International Peace Speech Contest" where the city's elementary and junior high school students present their ideas on the theme of "What I want to do for international peace" to reflect on the 17 Sustainable Development Goals (SDGs). Approximately 40,000 elementary and junior high school students participated in this year's activity.

Last year, the Yokohama Children's International Peace Fund raised 9,488,092 yen (about \$65,000) through the efforts of children in Yokohama. The amount will be entrusted to UNICEF to be used to support children around the world.

At present, the world faces a variety of challenges, from climate change to deepening world divisions and conflicts. To confront these issues, collaboration between countries and regions is indispensable. In 2027, just before the target year 2030 for the achievement of the SDGs, the City of Yokohama will hold an environment themed world exposition "GREEN X EXPO 2027" to disseminate knowledge and information to the world on how to confront the environmental crisis. Yokohama hopes to further strengthen its global partnership and make a significant contribution to the achievement of the SDGs in Japan and the rest of the world.

I sincerely hope that this visit by the Yokohama Children Peace Messengers will in time become a great force to the realization of a society in which all people can lead safe and prosperous lives.

Sincerely yours,



Takeharu Yamanaka, Ph. D
Mayor of Yokohama



CITY OF YOKOHAMA

6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama 231-0005
Japan

2023年10月13日

国際連合事務総長 アントニオ グテーレス 様

377万人の横浜市民を代表し、閣下をはじめ国際連合の皆様、国際平和に対する不断の御努力に、心からの敬意を表します。

横浜市は、海外の都市との交流促進、国際平和や国際貢献に積極的に取り組んでおり、1987年には、国際連合から「ピースメッセンジャー都市」の称号を授与されました。

毎年夏には「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」を開催し、市内の小中学生が、「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標に関連付け、「国際平和のために、自分がやりたいこと」をテーマとするスピーチを発表しています。今年は約40,000名の小中学生が参加しました。

「よこはま子ども国際平和募金」では、横浜の子どもたちの取組により、昨年一年間で948万8092円（約6万5千ドル）もの金額が集まりました。この募金をユニセフに寄託いたしますので、世界の子どもたちの支援に是非、お役立てください。

今、世界は、気候変動、分断や対立が深まる世界情勢をはじめ、様々な課題に直面しています。地球規模の課題に対峙するためには、国や地域を超えた連携が欠かせません。SDGs達成の目標年2030年を目前に控える2027年には、横浜で、環境をテーマとして、万国博覧会「GREEN×EXPO 2027」を開催し、環境危機に立ち向かうための知恵を世界に向けて発信していきます。横浜市は、今後さらにグローバルパートナーシップを強化し、日本、そして世界のSDGs達成に大きく貢献していきたいと考えています。

このたびのよこはま子どもピースメッセンジャーの訪問が、やがて大きな力となって、すべての人々が安心して豊かな生活を送ることができる社会の実現につながることを、心から願っております。

横浜市長



CITY OF YOKOHAMA

6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama 231-0005
Japan

教委第 37 号議案

横浜市指定文化財の指定について

横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定を次のとおり行う。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項に基づき、表に掲げる文化財を横浜市指定文化財として指定したいので提案する。

1 指定

有形文化財

名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
彫刻			
木造釈迦如来坐像	1 軀	宗教法人寶林寺	南区永田北一丁目6番9号
古文書			
印融授与覺日伝法許可状	1 通	宗教法人宝生寺	金沢区金沢町142番地(神奈川県立金沢文庫)
建造物			
松尾神社本殿	1 棟	宗教法人松尾神社	戸塚区上矢部町421番地
建造物			
篠塚八幡社本殿	1 棟	宗教法人松尾神社	戸塚区上矢部町1949番地
建造物			
坂本第六社本殿	1 棟	宗教法人第六社	戸塚区上矢部町字坂本2969番地

横浜市指定文化財の指定について

1 趣旨

横浜市文化財保護条例に基づき、次の有形文化財（彫刻、古文書、建造物）5件を横浜市指定文化財に指定したいので、教育委員会に提案します。

2 指定候補文化財

	種別	名称	所有者	所在区
1	有形文化財（彫刻）	もくぞうしきかによらいざぞう 木造釈迦如来坐像	宗教法人寶林寺	南区
2	有形文化財（古文書）	いんゆうじゅよかくにちでんぼうこかじょう 印融授与覚日伝法許可状	宗教法人宝生寺	金沢区
3	有形文化財（建造物）	まつおじんじやほんでん 松尾神社本殿	宗教法人松尾神社	戸塚区
4	有形文化財（建造物）	しのづかはちまんじやほんでん 篠塚八幡社本殿	宗教法人松尾神社	戸塚区
5	有形文化財（建造物）	さかもとだいろくしやほんでん 坂本第六社本殿	宗教法人第六社	戸塚区

各文化財の概要は別紙のとおり。

3 指定予定日

令和5年12月15日（告示）

4 過去2か年の指定文化財

	種別	名称	所在区
令和 3年度	有形文化財（彫刻）	もくぞうやくしによらいりゅうぞう 木造薬師如来立像	栄区
	有形民俗文化財	オシャモジサマ <small>ほうのうしやくし</small> (奉納杓子)	港北区・青葉区
	有形文化財（建造物）	えいしょうじによらいどう 永勝寺如来堂	戸塚区
令和 4年度	有形文化財（建造物）	いわたけじゅうたく 岩田家住宅	中区
	有形文化財（彫刻）	もくぞうじぞうぼんざつざぞう 木造地藏菩薩坐像	金沢区
	天然記念物	しょうあんじ 正安寺のイヌマキ	栄区

5 市文化財保護条例に基づく指定文化財の取扱い

- (1) 管理又は修理に対する市からの補助（横浜市文化財保護条例第12条）
- (2) 現状変更等の制限（同第16条）
- (3) 所有者を変更する場合（同第9条）、き損、滅失した場合（同第10条）、修理を行う場合（同第17条）等の届出

令和5年度 横浜市指定文化財指定候補 概要

1 木造釈迦如来坐像（彫刻）《平安時代》

- (1) 所有者 宗教法人寶林寺
- (2) 所在の場所 南区永田北一丁目6-9
- (3) 員数 1軀
- (4) 品質及び形式 木造 金泥塗^{きんてい}り・彩色・切金

臨済宗円覚寺派寶林寺に伝来し、本堂に本尊として安置される。

本像は穏やかな平安後彫刻の作風を示し、割^{わり}矧^はぎ造りの手法にもその時期の特色を示すが、体部背面に一材を足して体^{たい}軀^くの奥行きを増しているところや衣^え文^{もん}の彫りが明快なところに、鎌倉時代への接近もうかがわれ、12世紀後半もやや遅い時期の製作と考えることができる。

像の表面は現状では肉身部が金泥塗^{きんてい}り、着衣部が古色塗りにおおわれるが、着衣の腰部などに赤系の彩色とその上の切^{きり}金^{かね}文^{もん}様^{よう}を認めることができる点において、一般的には漆^{しつ}箔^{ぱく}などによる皆^{かい}金^{こん}色^{しき}の仕上げがなされる如来彫像としては、本像は異色がある。

本像は現在の安置寺院の開創以前の伝来は知られないが、平安時代後期にさかのぼる優れた造形を示し、表面仕上げの技法にも特色がある。本市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品である。



<語句解説>

割矧ぎ造	木彫像製作の一技法。一材からある程度彫り出した像の根幹部に鑿を入れて前後または左右に木目に沿って割り、内部を削りぬいてからふたたびこれを接合して仕上げる造り方。
金泥	金を砕いて細かくした金粉をにかわでといてよくまぜたもの。文字・絵画、経典の文字、彫刻の彩色等に使う。
古色塗	古像を修理する際に新しく補った部分を、あるいは新しく造った像の全体を、古く見せるために、あえて古びた色合いに塗る技法。古色は多くは墨や茶褐色の絵具と漆の混ぜ物。
切金文様	線条や三画・四角などに切った金・銀・銅・錫・プラチナの箔を貼ってあらわした装飾文様。
漆箔	仏像や工芸品の表面を金色に加工するための技法のひとつで、漆を塗った上に金箔を貼る技法。

2 印融授与覚日伝法許可状 (古文書) 《室町時代》

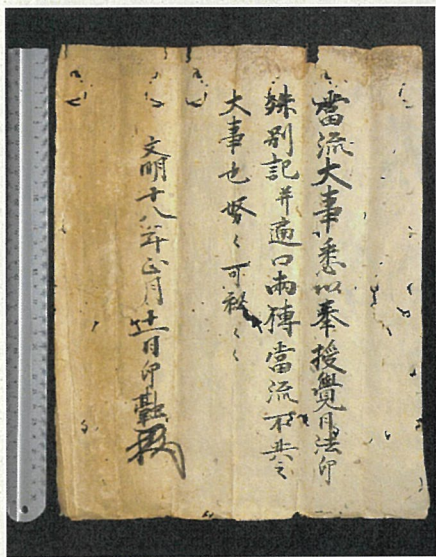
- (1) 所有者 宗教法人宝生寺 (2) 所在の場所 金沢区金沢町 142 (神奈川県立金沢文庫)
 (3) 員数 1通 (4) 品質及び形状 ^{こうぞうちがみ} 楮打紙 (縦6折)

宝生寺(南区堀ノ内町)は、室町時代には当地の権力者の庇護を受け、真言宗の学問寺として重要な役割をもち、神奈川湊に近接する地の利を得て多数の学僧が往来する宗教的拠点となっていた。

「印融授与覚日伝法許可状」一通は、^{さんぼういんりゅう}三宝院流の授法にともなって、流儀で最も秘伝とされている『^{べつき}別記』・『^{へんくしやう}遍口鈔』を伝授し、秘蔵することを命じた印融自筆の^{きりかみ}切紙である。

宝生寺に伝来する資料のうち「^{ほうしやうじいんじんしゅう}宝生寺印信集」(市指定有形文化財)には、「印融授与覚日伝法許可状」に記されるものと同じ年月日、文明十八年(1486)正月十一日に印融から覚日へ伝授された印信が残されており、『^{さんぼういんでんぼうけちみやく}三宝院伝法血脈』(続群書類従所収)にも記載されている。このことから、「印融授与覚日伝法許可状」一通は、「宝生寺印信集」と一具をなす法流伝授を証する資料であることが明らかである。

室町時代の真言宗の学僧として多大な業績を残した印融は、^{えのしたかんごし}榎下観護寺・^{とりやまさんねし}鳥山三会寺を本拠にして高野山に遊学し、東国の各地で活動した特筆すべき横浜の先人であるが、世俗的な書状は全く残っておらず、著述の中にも自らの経歴や庇護者について何も書き残していない。「印融授与覚日伝法許可状」に大きく記される印融の花押は、堂々とした高級な武家様であり、印融が生まれて間もなく滅亡した宅間上杉氏と何らかの関わりがあった可能性も推測せしめる。今まで印融の花押は聖教の奥書に小さく記された数点しか知られなかったため、その意味でも貴重な資料と言える。



当流大事悉以奉授覚日法印
 殊別記并遍口両伝当流不共之
 大事也努々可秘々々
 文明十八年正月十一日印融(花押)

[読み]
 とうりゅうだいじ ことごとくもつて かくにちほういんに さずけた
 てまつる
 ことに べつき ならびに へんく りょうでん とうりゅう ふき
 ようの
 だいじなり ゆめゆめ ひすべし ひすべし
 ぶんめいじゅうはちねん しょうげつじゅういちじつ いんにゅう(い
 んゆう)

<語句解説>

印融 (1435~1519)	武蔵国久保(現在の横浜市緑区)に生まれ、京都・奈良・高野山で学んで関東南部で活動した学僧。
覚日 (?~1489)	宝生寺の中興開山第五世。印融と親しく、宝生寺の最盛期を築いた時代の住職。
三宝印流	真言密教小野流の一派。勝覚を祖とし、醍醐寺三宝院門跡に伝えられる。
印信	密教において弟子に法を伝授した証明書として、弟子に書き与えた附法状の一種。
花押	自署の代わりに用いられる符号。時代により変化し、公家・武家などの身分によって形状が異なる。

3 松尾神社本殿（建造物）〈江戸時代〉

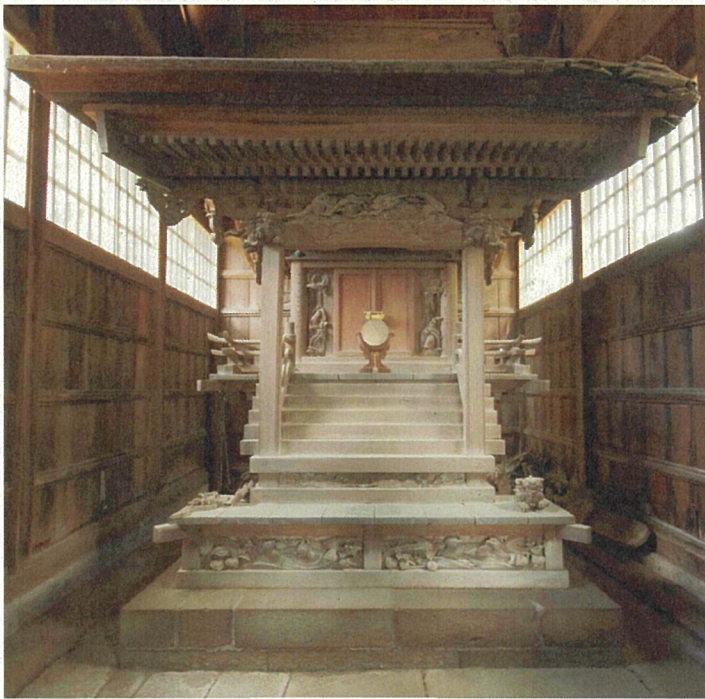
- (1) 所有者 宗教法人松尾神社 (2) 所在の場所 戸塚区上矢部町 421
 (3) 員数 1棟 (4) 構造及び形式等 木造、一間社流造、屋根柿葺

松尾神社本殿は、覆屋内に西面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は柿葺である。

棟札^{むなざし}写^{うつし}が注目され、上矢部村内に所在する松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社の3社が境内建物再建造営を同年同月同日に行つたと伝える。また、建築造営は鎌倉扇谷の河内長左衛門智英が棟梁をつとめ、河内吉左衛門豊久と江戸浅草の彫工石川藤吉郎豊信が関与したことも伝える。

建築装飾は、本殿全体に彫物を多数施し、木鼻や虹梁絵様・臺股にとどまらず各所を丸彫や透かし彫で埋め尽くしている。

このように松尾神社本殿は、寛政13年(1800)から文化4年(1807)にかけて上矢部村の3社が同時に社殿再建を行つた過程を伝える遺構である点、鎌倉大工の河内家と江戸彫物大工の石川家の関与が明らかな点、総檜造の一間社流造建築・柿葺屋根の原形を良く留める点、現存する3社本殿の中で最も規模が大きく装飾が豊かで柿葺軒付も上等である点、において横浜市の近世後期寺社造営の実態を伝える存在として貴重である。



本殿正面



本殿正側面

< 語句解説 >

一間社流造	流造は、神社建築様式で、切妻平入の屋根の正面側が長く伸び、向拝（庇）となったもの。正面の柱が2本で間口が1つなら「一間社」、柱が3本で間口が2間なら「二間社」という。
柿葺	屋根の葺き方のひとつで、木の薄板を幾重にも重ねて施工する工法。
縁	建物の外側にある板張りの部分のこと。浜縁は神社などの向拝の階段下にある縁または床。
棟札	寺社・民家など建物の建築等の記録・記念として、棟木・梁など建物内部の高所に取り付けた札。建物名、建築年月日、工事関係者名等が記載される。

4 篠塚八幡社本殿（建造物）《江戸時代》

- (1) 所有者 宗教法人松尾神社 (2) 所在の場所 戸塚区上矢部町 1949
(3) 員数 1棟 (4) 構造及び形式等 木造、一間社流造、屋根柿葺

篠塚八幡社本殿は、覆屋内に西面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は柿葺である。

御社造営棟札を有し、その内容は松尾神社棟札写の内容を裏付けるものとして重要である。すなわち上矢部村内に所在する松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社の3社が境内建物再建造営を同年同月同日に行ったこと、建築造営を鎌倉扇谷の河内長左衛門智英が棟梁をつとめ、河内吉左衛門豊久と江戸浅草の彫工石川藤吉郎豊信が関与したことを伝える。加えて松尾神社棟札写は地域の造営関係者名が省略されて確認できないが、篠塚八幡社棟札はその点が明確となるので一層価値が高い。

建築装飾は、本殿全体に彫物を多数施す点が注目される。ただし、足元廻りには透かし彫を配置してはいない。

このように、篠塚八幡社本殿は、寛政13年(1800)から文化4年(1807)にかけて上矢部村の三社が同時に社殿再建を行った過程を伝える遺構である点、鎌倉大工の河内家と江戸彫物大工の石川家の関与が明らか点、総檜造の一間社流造建築・柿葺屋根の原形を良く留める点、現存する三社本殿の中では松尾神社本殿の規模と装飾には及ばないが坂本第六社本殿と同規模同形式で、そのことが19世紀初期の上矢部村における小名間の実態を知るうえで貴重な資料となり得る、などの点において重要である。



本殿正面



御社造営棟札

5 坂本第六社本殿（建造物）《江戸時代》

- (1) 所有者 宗教法人第六社 (2) 所在の場所 戸塚区上矢部町字坂本 2969
(3) 員数 1 棟 (4) 構造及び形式等 木造、一間社流造、屋根鉄板葺

坂本第六社は、^{おおい}覆屋内に^{みなみめん}南面して建つ^{そうけまづくり}総檜造の一^{けんしやなぐれづくり}間社流造で、屋根は^{いちもんじてつばんぶき}一文字鉄板葺である。

篠塚八幡社棟札および松尾神社棟札写によると、上矢部村内に所在する松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社の3社が境内建物再建造営を同年同月同日に行つたと伝える。また、建築造営は鎌倉扇谷の河内長左衛門智英が棟梁をつとめ、河内吉左衛門豊久と江戸浅草の彫工石川藤吉郎豊信が関与したという。

本殿は屋根が鉄板葺に変更されている以外は、規模はもとより基礎・軸部・^{まろまき}造作などの建築概要および装飾細部に至るまでほぼ篠塚八幡社本殿と同じである。特に建築装飾である^{ぼりもの}彫物を桐板の大羽目をはじめ各所に用いる点が注目され、しかも坂本第六社本殿は彫物部分に^{さいしき}彩色痕跡を留めるものが多く、この本殿もまた建築当初から^{おおい}覆屋に守られてきたことをうかがわせる。

このように坂本第六社本殿は寛政13年(1800)から文化4年(1807)にかけて上矢部村の三社が同時に社殿再建を行つた過程を伝える遺構である点、鎌倉大工の河内家と江戸彫物大工の石川家の関与が明らかな点、屋根は鉄板葺に変更されているがそれ以外は総檜造・一間社流造建築の原形を良く留める点、現存する三社本殿の中では松尾神社本殿の規模と装飾には及ばないが篠塚八幡社本殿と同規模同形式であり、そのことが19世紀初期の上矢部村における小名間の実態を知るうえで貴重な資料となり得る。



本殿正側面



彫刻の彩色の痕跡

添付資料目次

資料1	横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（諮問）	11 頁
資料2	横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（答申）	13 頁
資料3	指定調書	
(1)	木造釈迦如来坐像	15 頁
(2)	印融授与覚日伝法許可状	21 頁
(3)	松尾神社本殿	27 頁
(4)	篠塚八幡社本殿	43 頁
(5)	坂本第六社本殿	59 頁

【参考】

参考資料1	横浜市文化財保護条例（抜粋）	73 頁
参考資料2	第18期横浜市文化財保護審議会委員名簿	75 頁

教生文第 1781 号
令和 5 年 11 月 2 日

横浜市文化財保護審議会
会長 吉田 鋼市 様

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕 信也

横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（諮問）

横浜市文化財保護条例第 6 条第 1 項に規定する有形文化財の指定について、同
条例第 56 条に基づき、別紙 5 件について諮問します。

令和5年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在の場所
1	有形文化財	彫刻	木造釈迦如来坐像	1 軀	宗教法人 寶林寺	南区永田北一丁目6番9号
2	有形文化財	古文書	印融授与覚日伝法許可状	1 通	宗教法人 宝生寺	金沢区金沢町142番地 (神奈川県立金沢文庫)
3	有形文化財	建造物	松尾神社本殿	1 棟	宗教法人 松尾神社	戸塚区上矢部町421番地
4	有形文化財	建造物	篠塚八幡社本殿	1 棟	宗教法人 松尾神社	戸塚区上矢部町1949番地
5	有形文化財	建造物	坂本第六社本殿	1 棟	宗教法人 第六社	戸塚区上矢部町字坂本2969番地

令和5年 11月 16日

横浜市教育委員会
教育長 鯉淵 信也 様

横浜市文化財保護審議会
会 長 吉田 鋼市



横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（答申）

令和5年11月2日付教生文第1781号で諮問のありました市指定文化財の指定につきまして、令和5年11月8日開催の横浜市文化財保護審議会において審議いたしました結果、別紙5件について、横浜市文化財保護条例第6条第1項に規定する有形文化財の指定に該当する旨、意見の一致をみましましたので答申します。

令和5年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在の場所
1	有形文化財	彫刻	木造釈迦如来坐像	1 軀	宗教法人 寶林寺	南区永田北一丁目6番9号
2	有形文化財	古文書	印融授与覚日伝法許可状	1 通	宗教法人 宝生寺	金沢区金沢町142番地 (神奈川県立金沢文庫)
3	有形文化財	建造物	松尾神社本殿	1 棟	宗教法人 松尾神社	戸塚区上矢部町421番地
4	有形文化財	建造物	篠塚八幡社本殿	1 棟	宗教法人 松尾神社	戸塚区上矢部町1949番地
5	有形文化財	建造物	坂本第六社本殿	1 棟	宗教法人 第六社	戸塚区上矢部町字坂本2969番地

横浜市指定有形文化財

1 名称	木造釈迦如来坐像
2 員数	1 軀
3 指定年月日	令和5年□月□日（予定）
4 所在の場所	横浜市南区永田北一丁目6-9
5 所有者の氏名又は 名称及び住所	宗教法人 寶林寺 代表役員 中西成道 横浜市南区永田北一丁目6-9
6 種類	彫刻
7 品質及び形状	木造 金泥塗り・彩色・切金
8 寸法又は重量	像高 51.9 cm
9 作者	不明
10 製作の年代又は時代	平安時代
11 画賛、奥書、銘文等	なし
12 伝来その他参考となるべき事項	本文参照
添付するもの	写真

調書

木造釈迦如来坐像

員 数 1 軀
時 代 平安時代
技 法 木造、金泥塗り・彩色・切金
法 量 像 高 5 1. 9 cm
所有者 宗教法人 寶林寺 代表役員 中西成道
所在地 南区永田北一丁目 6-9

〔形状〕

螺髪切子形。肉髻珠・白毫相をあらわす。耳垂部環状。三道相をあらわす。衲衣は左肩に懸かって背面をおおい、右肩に少し懸かって正面にまわり、上縁を折り返して再び左肩に懸かり端を背面に垂らす。両手屈臂。左は膝上に掌を仰ぎ、右は胸の高さに挙げ掌を前にして立てる。右足を外にして結跏趺坐する。

〔法量〕（単位cm）

像 高	5 1. 9	（一尺七寸一分）		
髮際高	4 4. 3	（一尺四寸六分）		
頂一顎	1 7. 4		面 長	1 0. 0
面 幅	1 0. 4		耳 張	1 2. 5
面 奥	1 2. 7		胸奥（左）	1 5. 7
胸奥（右）	1 6. 6		腹 奥	1 8. 1
肘 張	3 4. 0		坐 奥	3 5. 6
膝 張	4 2. 2		膝高（左）	7. 8
膝高（右）	8. 2			

〔品質構造〕

針葉樹（ヒノキか）。割矧ぎ造り。金泥塗り・彩色・切金。

頭体幹部は一材製。両耳後縁を通る線で前後に割矧ぎ、内削りをほどこしたうえで割首する。左肩以下の体側部、体部背面、右腰脇部、両脚部に別材を矧ぎ、それぞれ内削りをほどこす。左手首先別材矧ぎ。右腕は肩・肘先で別材を矧ぎ、上膊部は割矧ぎを用いて肉身と衣を分離するか。裳先別材矧ぎ。

表面は錆漆下地、黒漆塗り、白色地のうえ、肉身部は金泥塗りか。着衣部は彩色か。左肘辺、同下方、右腰脇部後方に赤系の彩色地に切金文様の痕跡をわ

ずかに認める。像内内割り面は丸刀目を残す。頭部内素地。体部内墨塗り。

〔伝来〕

- 1 臨濟宗円覚寺派寶林寺に伝来し、本堂に本尊として安置される。寶林寺は、『新編武蔵風土記稿』の記載によれば、円覚寺末で大雅省吾（～1419）を開山とし、服部玄庵（～1540）を開基とし、本堂に長二尺ほどの本尊釈迦を安置するという。本像はこの「本尊釈迦」に該当すると考えてよい。
- 2 像内首柄部後端中央に花押1、像内背部下方右端に「南無本師」と墨書する。墨書された時期は不明である。

〔保存状態〕

肉髻珠・白毫（各水晶嵌入）、両耳垂部、左手首先、右肘先、脚部右踵辺填木、幹部材地付き後端補強材、表面仕上げの大部分（肉身部の金泥塗り、着衣部の古色塗り）、像内体部の墨塗り、各後補。

光背（蓮弁形拳身光。高105.0cm、幅65.0cm。木製、漆箔・彩色。頭光に銅鏡嵌入）・台座（蓮華座。高47.8cm、幅77.0cm、奥53.7cm。木製、漆箔）、各後補。

〔説明〕

- 1 本像は穏やかな平安後期彫刻の作風を示し、割矧ぎ造りの手法にもその時期の特色を示すが、体部背面に一材を足して体軀の奥行きを増しているところや衣文の彫りが明快なところに、鎌倉時代への接近もうかがわれ、12世紀後半もやや遅い時期の製作と考えることができる。
- 2 右脚を外にして結跏趺坐する吉祥坐の坐法は釈迦如来像としては異例で、両手先が後補であることに鑑みれば、来迎印を結ぶ阿弥陀如来像が後世に釈迦如来に改変された可能性もある。
- 3 像の表面は現状では肉身部が金泥塗り、着衣部が古色塗りにおおわれるが、着衣の腰部などに赤系の彩色とその上の切金文様を認めることができ、漆箔などによる皆金色の仕上げが一般的な如来彫像としては異色がある。
- 4 像内首柄部の花押と像内背部下方の「南無本師」の墨書は時期不明であるが、後者の「本師」は釈迦如来をさす言葉であり、釈迦如来像の銘記として不自然ではない。
- 5 本像は現在の安置寺院の開創以前の伝来は知られないが、平安時代後期にさかのぼる優れた造形を示し、表面仕上げの技法にも特色がある。本市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品であり、市指定文化財として保存を講ずるべきものと思われる。

〔参考文献〕

横浜市文化財研究調査会編『横浜市文化財調査報告書』第9輯 仏像彫刻資料集
1976年

横浜市文化財現況調査団編『横浜の文化財—横浜市文化財総合調査概報—』2
1978年

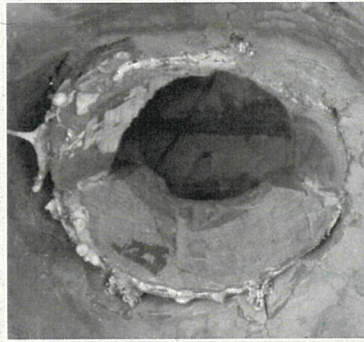
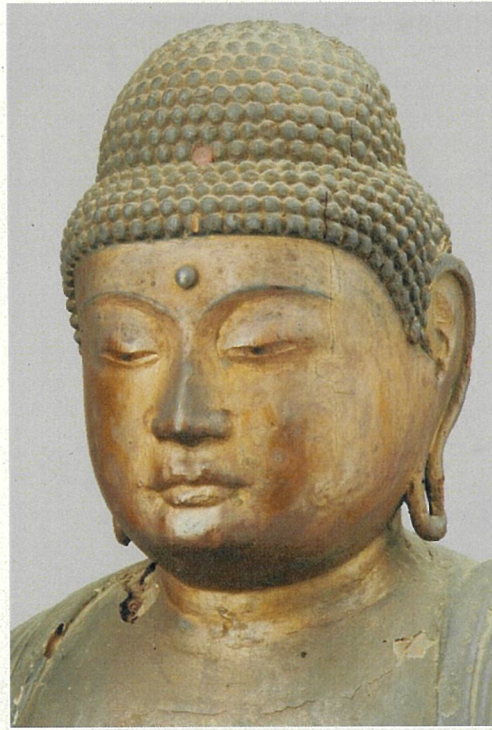
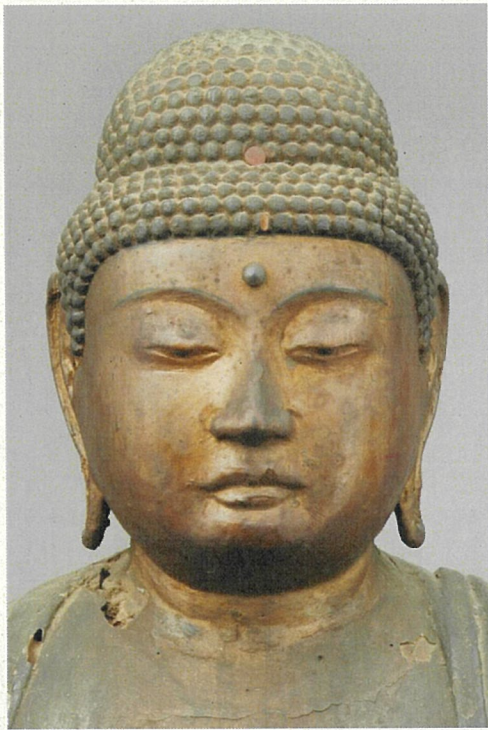
湯川晃敏・山田泰弘『古仏微笑—かながわの仏像—』1985年 朝日新聞社

清水眞澄『かながわの平安仏』（かもめ文庫）1986年 神奈川合同出版

萩原哉「釈迦如来坐像（寶林寺）」（横浜市歴史博物館編『特別展 横浜の仏像—し
られざるみほとけたち—』所収）2021年 横浜市ふるさと歴史財団

宗教法人寶林寺所蔵 木造釈迦如来坐像





横浜市指定有形文化財

1 名 称	印融授与覚日伝法許可状
2 員 数	1 通
3 指定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
4 所在の場所	神奈川県立金沢文庫 [寄託] 横浜市金沢区金沢町142
5 所有者の氏名又は 名称及び住所	宗教法人 宝生寺 代表役員 佐伯真魚 横浜市南区堀ノ内町1-68
6 種 類	文書
7 品質及び形状	楮打紙（縦6折）
8 寸法又は重量	31.8cm×24.5cm
9 作 者	印融
10 製作の年代又は時代	室町時代（文明十八年（1486）正月十一日）
11 画賛、奥書、銘文等	
12 伝来その他参考とな るべき事項	宝生寺印信集（平成元年度 横浜市指定有形文化財指定）に同 日付「伝法灌頂印信紹文」「霊灌頂印信」「三宝院流座主相 承大事」「三宝院流第三重印信」あり
添付するもの	写真

指定調書

印融授与覚日伝法許可状 1通

時代 室町時代（文明18年（1486）正月11日）

所有者 宗教法人 宝生寺 代表役員 佐伯真魚

横浜市南区堀ノ内町1-68

所在地 横浜市金沢区金沢町142 神奈川県立金沢文庫 [寄託]

【「印融授与覚日伝法許可状」の概要】

このたび古書店を通じて出現したのち、宝生寺の所蔵となった「印融授与覚日伝法許可状」一通は次のような内容である。

当流大事悉以奉授覚日法印
殊別記并遍口両伝当流不共之
大事也努々可秘々々

文明十八年正月十一日印融（花押）

これは、三宝院流の授法にともなって、流儀で最も秘伝とされている『別記』・『遍口鈔』を伝授し、秘蔵することを命じた印融自筆の切紙である。『遍口鈔』は醍醐寺成賢の口決を弟子の道教が筆録した秘伝書で、三宝院流道教方（地蔵院流）で殊に重んじられた聖教である。『別記』は永暦元年（1160）二月に醍醐寺座主・実運の末期に際してしたためた口伝『当流嫡々三重相承秘口決』をさすものと思われる。醍醐寺の勝賢・成賢によって伝えられ、印融が自筆で写し、京都遍照心院（大通寺）・洛南成就院に伝わったという来歴の写本が称名寺に伝来し、覚外題に「別記」と記されている（称名寺聖教102函1号）。

【宝生寺について】

宝生寺は、青龍山宝金剛院と号し、古義真言宗（高野山派）に属する。通称は石川宝生寺。室町時代には当地の権力者の庇護を受け、「堀之内談所」「石川談義所」と呼ばれる真言宗の学問寺として重要な役割をもち、神奈川湊に近接する地の利を得て多数の学僧が往来する宗教的拠点となっていた。

幸いにも関東大震災・横浜大空襲の被害を免れ、江戸時代初期に再興された伽藍を残し、よく保存された境内林（神奈川県指定天然記念物）とともに古い景観を保っている。宝生寺には、中世以来受け継がれてきた美術工芸品（彫刻・絵画・工芸）がよく残されており、主要なものは横浜市指定文化財となっている。また宝生寺に伝来した文献資料は、「横浜」の地名の初見とされる嘉吉二年（1442）の寄進状や太田道灌書状をはじめとする中世文書が有名で「宝生寺文書」（25通4巻・神奈川県立歴史博物館寄託）として横浜市指定文化財になっている。さらに寺内に保管される南北朝時代以降の宝生寺歴代住持の法脈伝授を証する印信は、文書とは別に「宝生寺印信集」（10通1巻）として横浜市指定文化財となり、それ以外の仏教関係の典籍・写本類は一括して「宝生寺聖教」（1,910点、神奈川県立金沢文庫寄託）として横浜市指定文化財になっている。

【「印融授与覚日伝法許可状」と「宝生寺印信集」】

「印融授与覚日伝法許可状」一通は、以上の宝生寺伝来資料のうち「宝生寺印信集」と一具をなす法流伝授を証する資料であることが明らかである。

「宝生寺印信集」には、中興開山第一世・覚尊（6通）と第五世・覚日（4通）の伝法灌頂にともなう印信が残されている。いずれも三宝院流道教方の伝授にかかわる印信であるが、伝来するものは伝法灌頂に際して作られる印信の一部である。「印信集」に収められる覚日（?～1489）の印信は、文明十八年（1486）正月十一日に印融（1435～1519）から伝授されたものである。『三宝院伝法血脈』（「続群書類従」巻 843）の印融附法の条には、

覚日（本名長圓。石川宝生寺）

文明十八年丙午正月十一日（鬼宿／水曜）於石川宝生寺奉授之。当日秘密瑜祇灌頂奉授之。以後後日時嫡々不共大事奉令申合處也。

当流為資西院（能一元一共二伝之）并教相為師。互為師資之儀。恐如頼助與元瑜。

という記事があり、この日、宝生寺で印融から覚日への伝法が行なわれたことを裏付けている。末行に記されるように、覚日から印融へは西院流（能禅方・元瑜方）が伝授されており、『西院流血脈』（神奈川県立図書館所蔵・金子西明寺伝来印融自筆本）の覚日の条に、文明十三年（1481）正月十一日に石川宝生寺において印融への附法が行なわれたことが明記されている。印融と覚日は、三宝院流と西院流を相互に伝授しあう関係だったのである。

【「印融授与覚日伝法許可状」の意義】

「印融授与覚日伝法許可状」に見える『別記』・『遍口鈔』は両書ともに、残念ながら宝生寺聖教には伝わっていないが、龍華寺聖教には印融が融辨に授与した文明十年（1478）九月廿一日の識語をもつ『遍口鈔』一卷が伝わっており、その内容を類推することができる。また三宝院流の秘伝書『灌頂口決（勝賢成賢口記）』を文明十年（1478）に印融が光徳寺住持融恵に伝授した奥書には「雖当流不共之重書、依黙止求法之志、以自筆写之」とあり、文言が共通している（称名寺聖教 299 函 2 号）。

室町時代の真言宗の学僧として多大な業績を残した印融は、榎下観護寺・鳥山三会寺を本拠にして高野山に遊学し、東国の各地で活動した特筆すべき横浜の先人であるが、世俗的な書状は全く残っておらず、著述の中にも自らの経歴や庇護者について何も書き残していない。印融が生まれ、亡くなったと伝えられる観護寺の至近には榎下城があり、宅間上杉氏の本拠となっていたが、永享の乱において鎌倉公方・足利持氏に与同した上杉憲直は、永享十年（1438）に武州金沢において滅ぼされている。「印融授与覚日伝法許可状」に大きく記される印融の花押は、堂々とした高級な武家様であり、印融が生まれて間もなく滅亡した宅間上杉氏と何らかの関わりがあった可能性も推測せしめる。今まで印融の花押は聖教の奥書に小さく記された数点しか知られなかったもので、その意味でも貴重な資料と言えよう。

【参考文献】

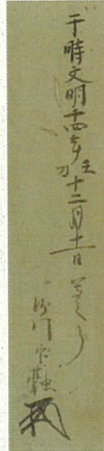
- 伊藤宏見『印融法印の研究〈伝記篇〉』上・下（私家版、1970／1971）
 田島光男「西院流伝法灌頂相承血脈鈔について」（『三浦古文化』40、1986）
 横浜市歴史博物館展示図録『中世よこはまの学僧印融』（横浜市歴史博物館、1997）
 西弥生「中世密教寺院と口決一道教撰『遍口鈔』を通して一」（『三田中世史研究』10、2003）。のち西弥生『中世密教寺院と修法』（勉誠出版、2008、第3部第3章として収録）
 神奈川県立金沢文庫展示図録『横浜の元祖 宝生寺』（神奈川県立金沢文庫、2017）

【参考】印融の花押・既知分

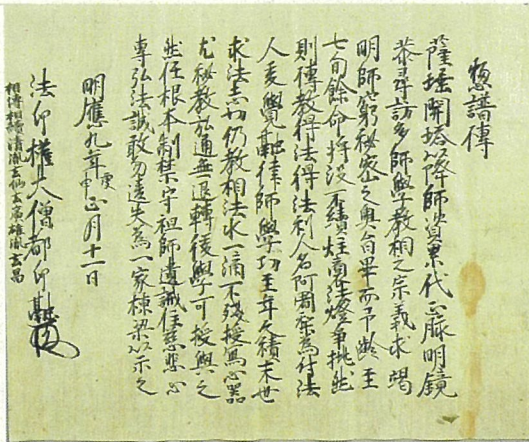
『中世よこはまの学僧印融』

（横浜市歴史博物館、一九九七）より

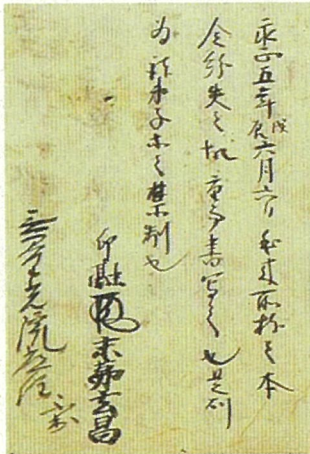
『血脈類聚記』卷六奥書（龍華寺聖教）



『惣譜伝』（高野山釈迦文院）



『高祖制戒文』奥書（高野山釈迦文院）



當流大事悉以奉授覺日法印
殊別記并適口兩傳當流不共之
大事也努々可秘々

文明十八年正月廿日印融授



横浜市指定有形文化財（建造物）

1 名称	松尾神社本殿
2 員数	1棟
3 指定年月日	令和5年□月□日
4 所在の場所	横浜市戸塚区上矢部町421
5 所有者の氏名又は名称及び住所	宗教法人松尾神社 横浜市戸塚区上矢部町421番地
6 構造及び形式並びに高さその他大きさを示す事項	木造、一間社流造、屋根柿葺
7 建築の年代又は時代	文化4年（1807）
8 創建及び沿革	指定調書のとおり
9 むなれ、墨書その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定調書のとおり ・ 「松尾神社本殿」「篠塚八幡社本殿」「坂本第六社本殿」は同時期に社殿再建造営がなされた点等において関係性を有する。
添付するもの	写真及び図面

松尾神社は戸塚区上矢部 421 番地に所在する。『新編相模国風土記稿』によると、松尾社あるいは田中社と称し上矢部村のしょうみやうかみむらの鎮守と伝える。祭神はおおやまのいかみ大山咋神である。

松尾神社は棟札写^{注1}が注目され、上矢部村内に所在する松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社の三社が境内建物再建造営を同年同月同日に行ったと伝える。すなわち、寛政 13 年(1800)2 月 6 日議定、文化元年(1804)7 月 23 日伐木、同 3 年(1806)正月 26 日斬初、同 4 年(1807)6 月 19 日上棟、同年同月 25 日遷宮であった。そして建築造営は鎌倉扇谷の河内長左衛門智英が棟梁をつとめ、河内吉左衛門豊久と江戸浅草の彫工石川藤吉郎豊信が関与したことも伝える。河内家は建長寺大工を務めた鎌倉の名門大工家で、河内長左衛門智英は建長寺法堂(文政 8 年(1825)、重要文化財)の立面計画図を享和元年(1800)に描いた。石川家は『彫工左氏後藤氏世系図』(東京国立博物館蔵)^{注2}によると、江戸幕府彫物大工・高松又八の系譜に属する彫物大工家である。

なお、松尾神社の棟札写の内容は、篠塚八幡社の棟札^{注3}においても確認できる。また、『河内家文書』(河内家所蔵、鎌倉国宝館寄託、鎌倉市指定文化財)に「文化三寅四月 戸つか上ヤベ 松尾大明神社懸魚用」および「文化三寅八月 田中社 向拝虹梁用」の原寸図各一枚と、「田中拝殿木取守尺帳 文化三寅年八月日」があり、松尾神社棟札写および篠塚八幡社棟札の内容と符合する^{注4}。この松尾神社棟札写および篠塚八幡社棟札に記載された建物のうち現存するものが、松尾神社本殿・篠塚八幡社本殿・坂本第六社本殿と考えられる。

松尾神社本殿は、覆屋内に西面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は柿葺とし、正側三面に縁を巡らし正面に五級木階と浜縁を備える。身舎の正面柱間は三・六尺、同側面柱間は三・一五尺、庇側面柱間は二・八尺の計画と考えられる。

礎石は切石による布基礎を高く構え、基壇のように見せるのが特徴である。また、礎石周囲は基礎目状に石敷とする。

軸部は礎石上に土台を廻し、庇柱(唐戸面取の角柱)と身舎柱(丸柱)を土台建する。庇柱は虹梁状頭貫(水引虹梁)で繋ぎ頭貫木鼻を付す。身舎柱と庇柱は海老虹梁と貫で繋ぎ、海老虹梁は木鼻を付す。身舎柱は貫と長押で繋ぎ、頭貫に木鼻を付す。

庇組物は連三斗組で、軒桁を受け、内側に羊挟を組む。中備は厚肉彫の竜彫物を配置するが、もはや臺股とはいえない形状である。身舎組物は出組で、軒桁あるいは妻組の虹梁を受ける。中備は臺股とする。妻組は虹梁上に力神を配し棟木を受ける。

軒は二軒繫垂木で、正面は身舎の地垂木を打ち越して飛檐垂木を重ねて二軒とする。垂木間隔は柱間三・六尺一八支（一支二寸）とし、螻羽は九・五支目を破風板とする。

破風板は鱗付拝懸魚、降懸魚、庇桁隠を備える。これらの懸魚類は波型を基調とし六葉は花形とする。

身舎の正面は扉口を構え、背側三面は横板壁とする。扉口は両脇に小脇板と方立を備えて扉を両外開きに吊り込む。扉は周囲に框を組んだ板戸で定規縁を備える。扉は全体的に赤く塗られた形跡が認められる。木部の風化程度が少なく、後世の取替材の可能性はある。

身舎正側面は指肘木による三手先腰組で支えた切目縁を設ける。腰組下は長押で見切り、長押下は横板壁とする。身舎背面の腰下も横板壁とする。縁の高欄は跳高欄形式で、正面は擬宝珠柱におさめ（現在擬宝珠金具欠失）、側面後端は脇障子柱におさめる。脇障子は胴部に透かし彫彫物を嵌め、上部に竹の節と襷を備える。

庇は登高欄付の五級木階を備え、足元に浜縁を設ける。登高欄後端は擬宝珠柱におさめ、前段は庇柱におさめる。浜縁は切目長押で見切り、庇柱と木階足元も長押で見切る。

屋根は柿葺で、軒付は蛇腹付の二重軒付という上等な形式である。大棟は品軒上に箱棟を構え、両端に鱗付の鬼板を留めるが、現在箱棟は損壊しており、箱棟上に存在したであろう樋棟も失われている。なお、屋根は箕甲（屋根両端の凹局面部分）が大きいのが特徴である。屋根は大棟および正背面の隅に破損が認められるが、漏水などの滲みや腐朽は認められない。また、柿葺屋根自体に風化は少ない。したがって柿葺は当初の状態を留める可能性が高い。すなわち本殿は建築当初から覆屋に保護されていたらしく、棟札写の「雨覆」は覆屋に相当すると考えられる。隅部の破損は関東大震災の際に覆屋が大破して本殿屋根を傷めたのであろう。

建築装飾は、本殿全体に彫物を多数施す。すなわち木鼻の丸彫（唐獅子と猿）、縁腰組の拳鼻、組物の花肘木ほかの絵様刳形、板支輪の浮彫、虹梁・海老虹梁の絵様、手挟の籠

彫、^{ひましなかせなえ}鹿中備の^{あつにくぼり}竜厚肉彫、^{かえるまた}臺股、^{つまくみ}妻組の^{りきじんまるぼり}力神丸彫、^{もやはいそくめん}身舎背側面壁板の^{おおほめす}大羽目透かし彫、^{こしぐみかん}腰組間と^{こしぐみした}腰組下および^{はままんせいまくめん}浜縁正側面と^{もくかい}木階下の透かし彫など、木鼻や虹梁絵様・臺股にとどまらず各所を丸彫や透かし彫で埋め尽くす。なお、彫物はわずかに^{とそうこん}塗装痕が認められ、^{まいしき}彩色が施されていたらしい。現在一部の彫刻が外れているが、ほぼ当初の部材を留めている。組物や虹梁における絵様の様式から見て、本殿は棟札写が伝える文化4年(1807)6月上棟の建築と見て良い。なお、^{かぎりかなぐ}鍔金具は^{まぼし}擬宝珠(欠失)と^{まんじょうがた}饅頭型の^{なげしかなぐ}長押金具のみで、彫刻装飾が豊富な点に比べると抑制されている。

このように松尾神社本殿は、寛政13年(1800)から文化4年(1807)にかけて上矢部村の三社が同時に社殿再建を行った過程を伝える遺構である点、鎌倉大工の河内家と江戸彫物大工の石川家の関与が明らかな点、総檜造の一間社流造建築・柿葺屋根の原形を良く留める点、現存する三社本殿の中で最も規模が大きく装飾が豊かで柿葺軒付も上等である点、などにおいて横浜市の近世後期寺社造営の実態を伝える存在として貴重である。

したがって松尾神社本殿は、横浜市指定文化財として保護・継承していくことが必要である。

注1 松尾神社棟札写 出典は『横浜の近世社寺建築 神社編』(1991)p71「33松尾神社」解説(石渡惣平『上矢部郷土誌』昭和三年、所収)

奉再建鎮守松尾大明神御社、議定寛政十三年辛酉年二月六日、伐木初文化元年甲子年七月廿三日、斬初同三丙寅年正月廿六日、上棟同四丁卯年六月十九日、遷宮同年同月廿五日、惣地形并外惣敷石、雨覆、幣殿、拝殿、向拝殿、向拝、表門并圍垣、両貫木、末社三神勧請、棟梁扇谷住河内長左衛門智英、同吉左衛門豊久、彫工江戸浅草住石川藤吉郎豊信、(中略)篠塚八幡宮、坂本第六天社共に三社同年同月同日再建、文化四丁卯年六月吉日

注2 この史料は、伊藤龍一『関東の彫物大工の系譜と幕府彫物大工棟梁高松家』(日本建築学会計画系論文報告集414号、1991年2月)において、錯綜を改めたうえで紹介しているので、それを参照した。

注3 篠塚八幡社棟札 尖頭形、総高592mm、肩高560-561mm、上幅225mm、下幅210mm、厚13.5-14mm、杉、鉋、棟札銘文(表面) ※記載は、上半中央および左の主文、上半右の工程、下半の工事関係者の順とした。

奉再建篠塚八幡宮御社」并 惣地形 惣敷石、雨覆、幣殿、拝殿」圍垣」外 田中神社」坂本第六天宮」三社同年同月同日再建」議定 寛政十三年辛酉年二月六日」伐木初 文化元年甲子年七月廿三日」斬初 同三丙寅年正月廿六日」上棟 同四丁卯年六月十九日」遷宮 同年同月廿五日」棟梁扇谷住」河内長左衛門智英」同 吉左衛門豊久」彫工 江戸浅草住」石川藤吉郎豊信」発起願主」名主 佐藤仁兵衛英信」組頭」葉山市左衛門」同 岩崎孫右衛門」同 高梨弥治右衛門」惣氏子中

注4 史料の内容は松尾神社拝殿の記述で、原寸図も松尾神社本殿とは一致しない。ただし原寸図の懸魚の形状は、篠塚八幡社本殿と坂本第六社本殿の懸魚によく似ている。



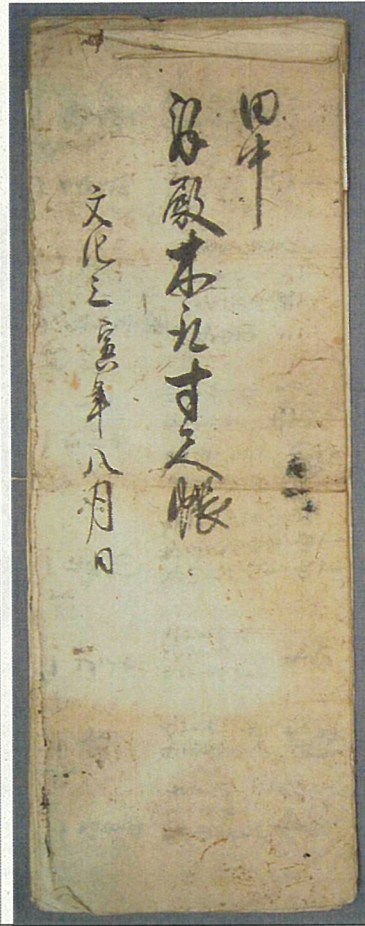
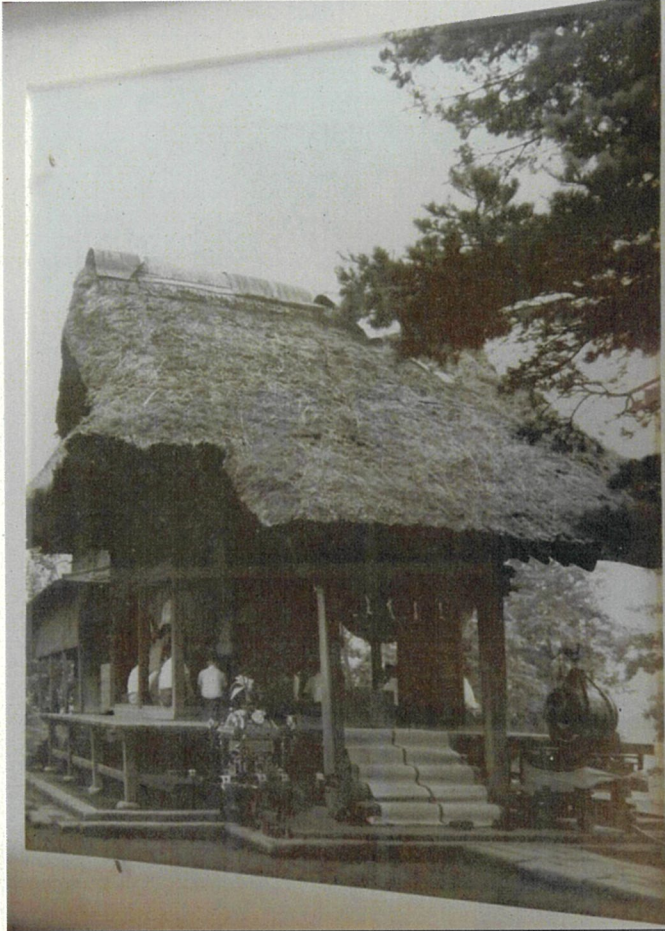
松尾神社拝殿および本殿覆屋正側面

覆屋内の本殿は、棟札写によると寛政13年(1800)2月に再建の議定がなされ、文化元年(1804)7月に伐木を始め、文化3年(1806)正月に新始めを行い、文化4年(1807)6月に上棟・遷宮を行ったことがわかる。大工棟梁は鎌倉の名門大工河内長左衛門智英で、智英は現存する建長寺仏殿図面(享和元年(1800)の銘あり。法堂の建築年は文政8年(1825))にも名を残す。彫工は江戸の石川藤吉郎豊信である。棟札写は、近在の篠塚八幡社本殿および坂本第六社本殿の再建も同じ棟梁と彫工により同じ工程で再建したと伝える。この時に拝殿・幣殿・雨覆の他に圍垣と表門および末社なども再建されたと記し、河内家所蔵資料である「河内家文書」の中に、文化3年(1806)「田中拝殿本社寸尺帳」を有する。なお、『新編相模国風土記稿』によると松尾神社は田中社とも称する。ただし文化再建社殿群で現存するのは本殿のみといえる。現在の拝殿・幣殿および本殿覆屋は昭和42年(1967)頃の再建。



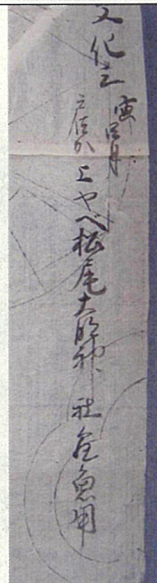
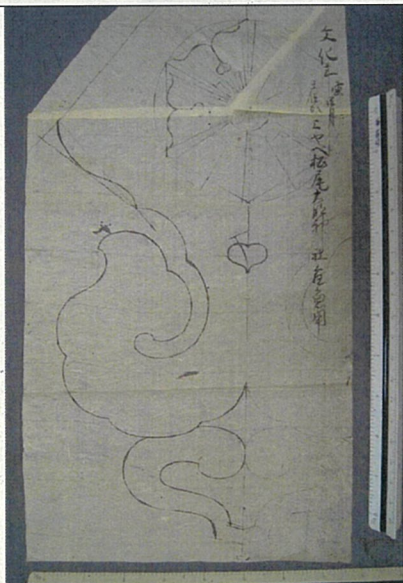
松尾神社拝殿および本殿覆屋 背側面

本殿覆屋基壇は二重の構えで高く構える。ただし、側面の石階のおさまりを見ても、下の基壇が先行して存在したらしい。いつから現状の形式となっているのかは明らかではない。

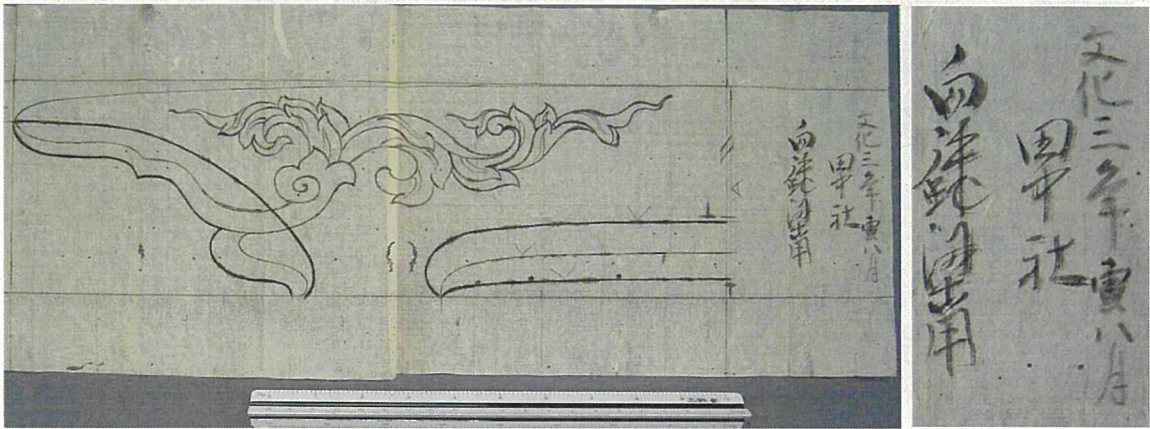


松尾神社拝殿古写真
戦後の写真らしい。屋根は入母屋造・茅葺で、現在の拝殿の前身と思われるが建築年代は不詳。

『河内家文書』「拝殿本社寸尺帳」
(文化3年) 田中とは田中社(松尾神社)のこと。



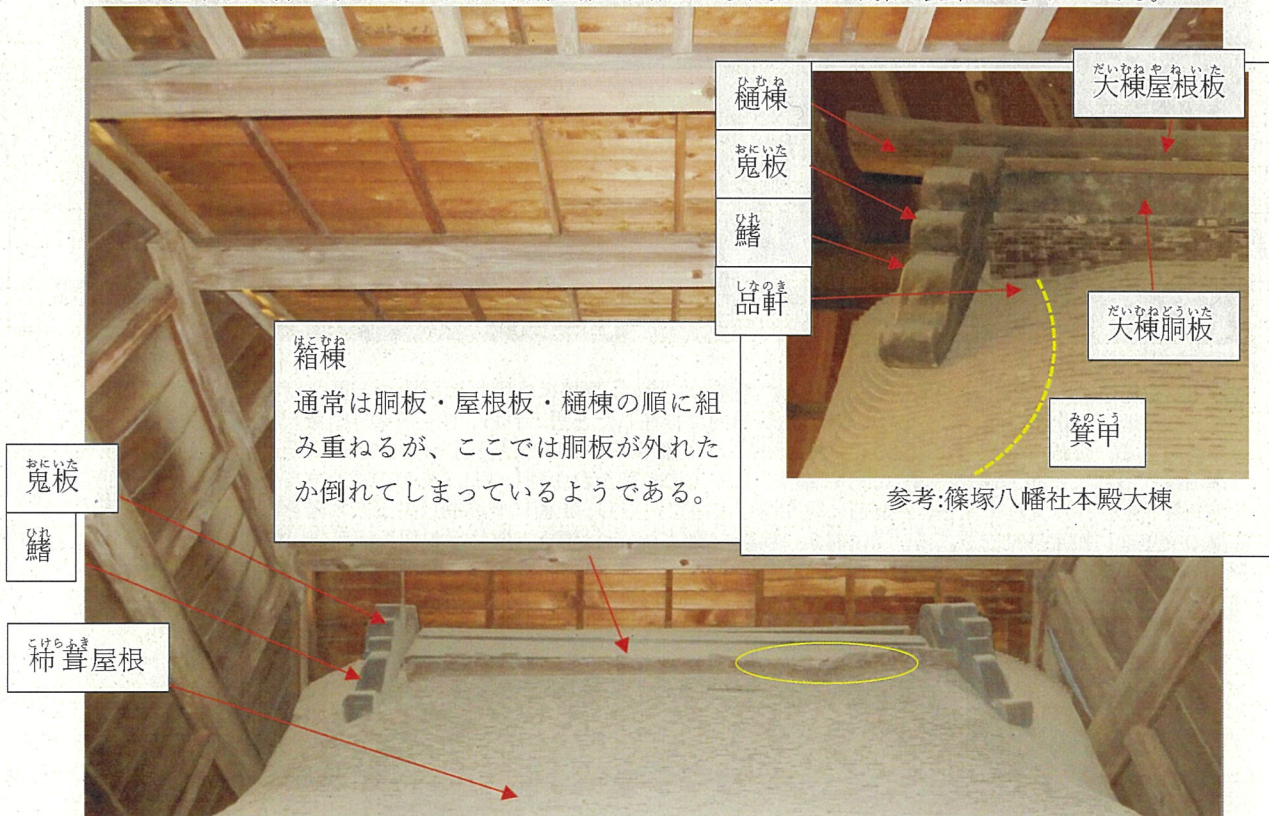
拝懸魚絵様原寸図 (河内家文書資料より 右も同じ) と文化3年(1806)墨書「松尾大明神社懸魚用」とある
ただし実際の本殿拝懸魚は形状が複雑(波型モチーフ)で鱗もあるので、この原寸図は「田中拝殿本社寸尺帳」に対応する拝殿懸魚とすべきであろう。



向拝虹梁絵様原寸図と墨書（『河内家文書』資料より）「田中社向拝虹梁用」とあるが本殿庇虹梁とは一致しないので、この原寸図も「田中拝殿本社寸尺帳」に対応する拝殿虹梁絵様とすべきであろう。



松尾神社本殿向拝虹梁 上記の田中社向拝虹梁用絵様よりも本殿の方が若葉の装飾がにぎやかである。



松尾神社本殿 屋根正面頂部と覆屋のおさまり

本殿は覆屋内におさまっており、周囲にあまり余裕がないので、全景写真が撮り難い。大棟は柿葺屋根に品軒を積み、箱棟を設けて両端に鰭付鬼板を配する。箱棟は胴板部分が外れたか倒れているようである。品軒右側が変形（○印部）しているので、かつての覆屋が関東大震災時に傾くなどして打撃を受けたと想像される。



柿葺屋根

二重軒付

破風板

庇拵隠し

庇中備

庇木鼻(懸鼻)

庇虹梁状頭貫(水引虹梁)

庇柱

浜縁

碁盤目敷の敷石

扉

定規縁

小脇板と透かし彫

外れた身舎の木鼻(懸鼻)

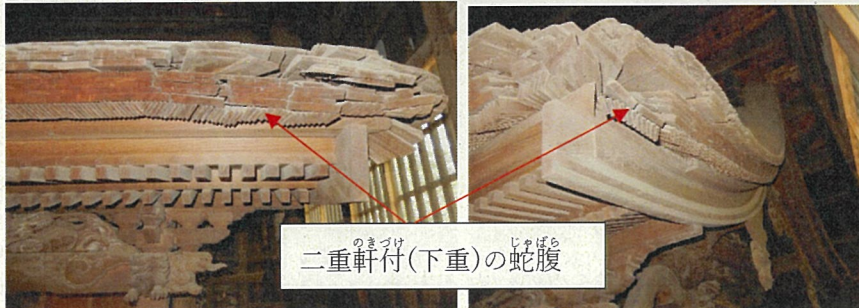
透かし彫

礎石(切石による布基礎)

松尾神社本殿正面

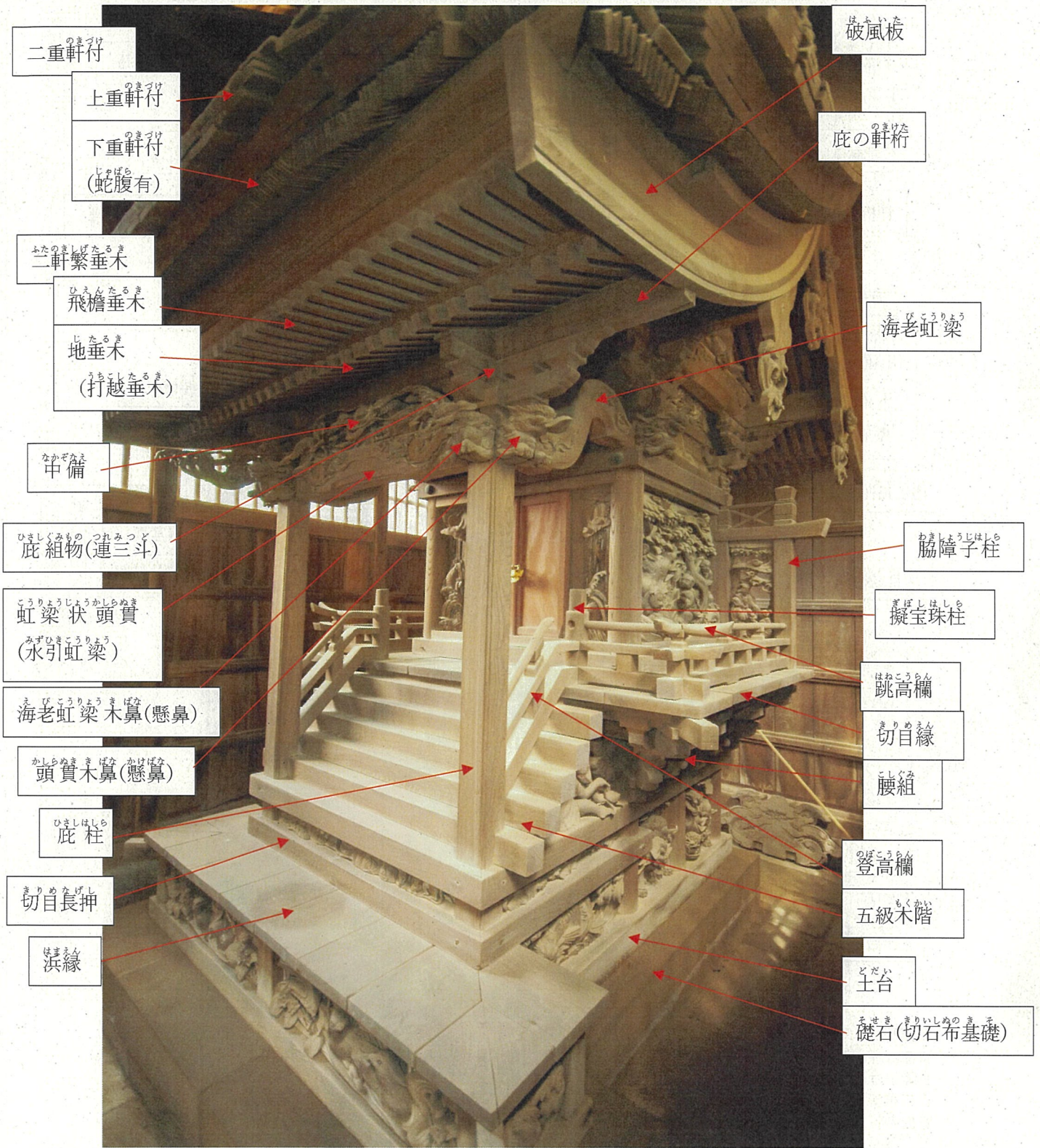
本殿は、総檜造の一間社流造・柿葺で覆屋内に西面して建つ。屋根は蛇腹軒付を持つ上質な仕事で当初の可能性があり、葦地に風化が少ないことから当初から覆屋内に存在したと思われる。棟札写の「雨覆」が覆屋に相当すると考えられる。屋根は隅部分に破損が目立ち、震災時に覆屋が大破して屋根隅を傷めたらしい。

礎石は切石による布基礎を基壇のように廻す。この上に木製土台を廻して庇・身舎の柱を立てる。庇柱は唐戸面取の角柱・身舎柱は丸柱である。正側面に跳高欄付の縁を巡らし、正面に登高欄付の五級木階を設け、跳高欄と登高欄の交差部に擬宝珠柱を立てる。庇は前面に浜縁を設ける。浜縁腰板と庇足元の羽目板部分に彫物を配置する。身舎正面柱間は三・六尺(一八支@二寸)、同側面柱間は三・一五尺、庇側面柱間は二・八尺の計画らしく、正面柱間×0.88=身舎側面柱間、身舎側面柱間×0.88=庇側面柱間の関係らしい。



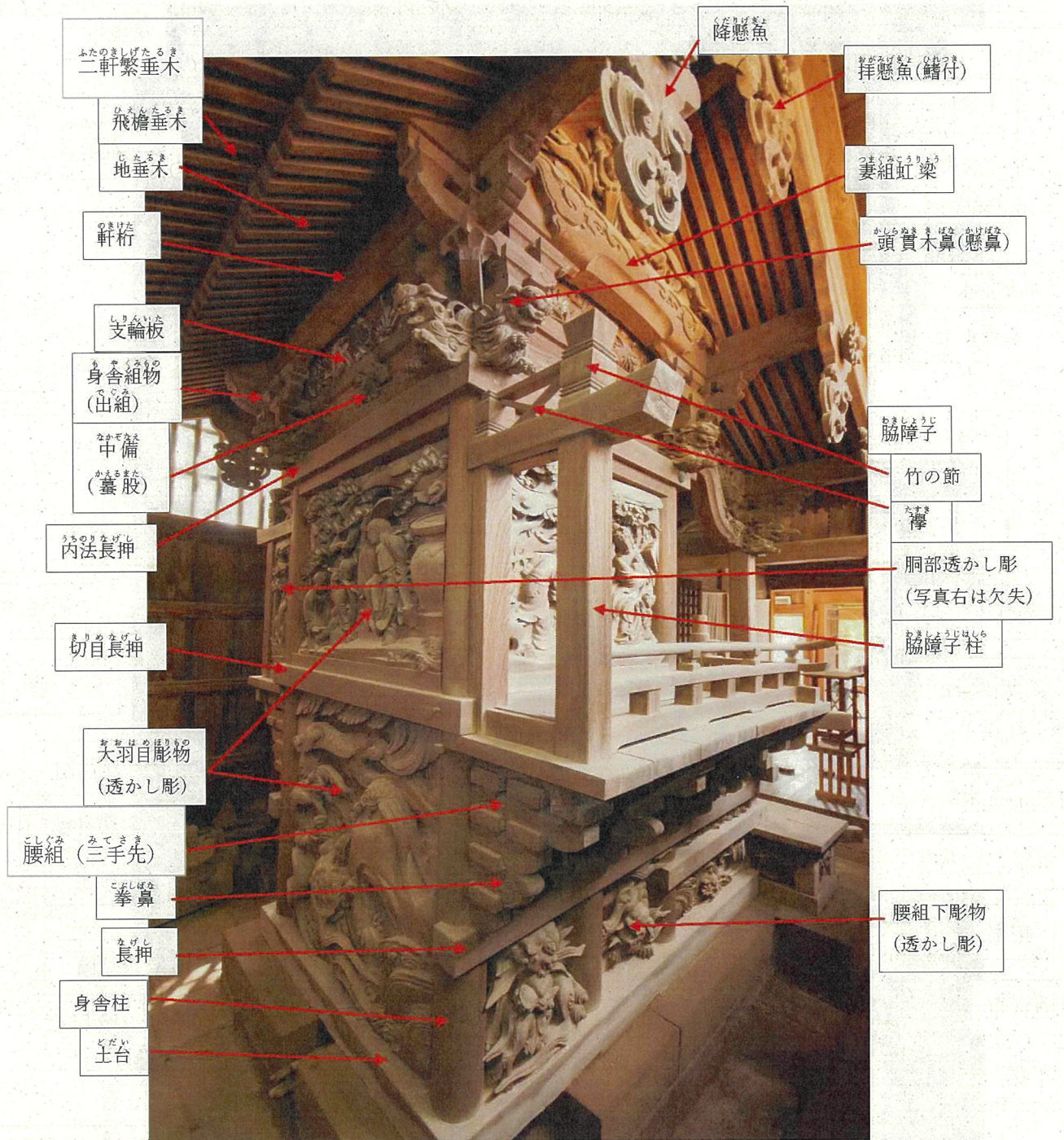
二重軒付(下重)の蛇腹

屋根上部の破損状況



松尾神社本殿正側面

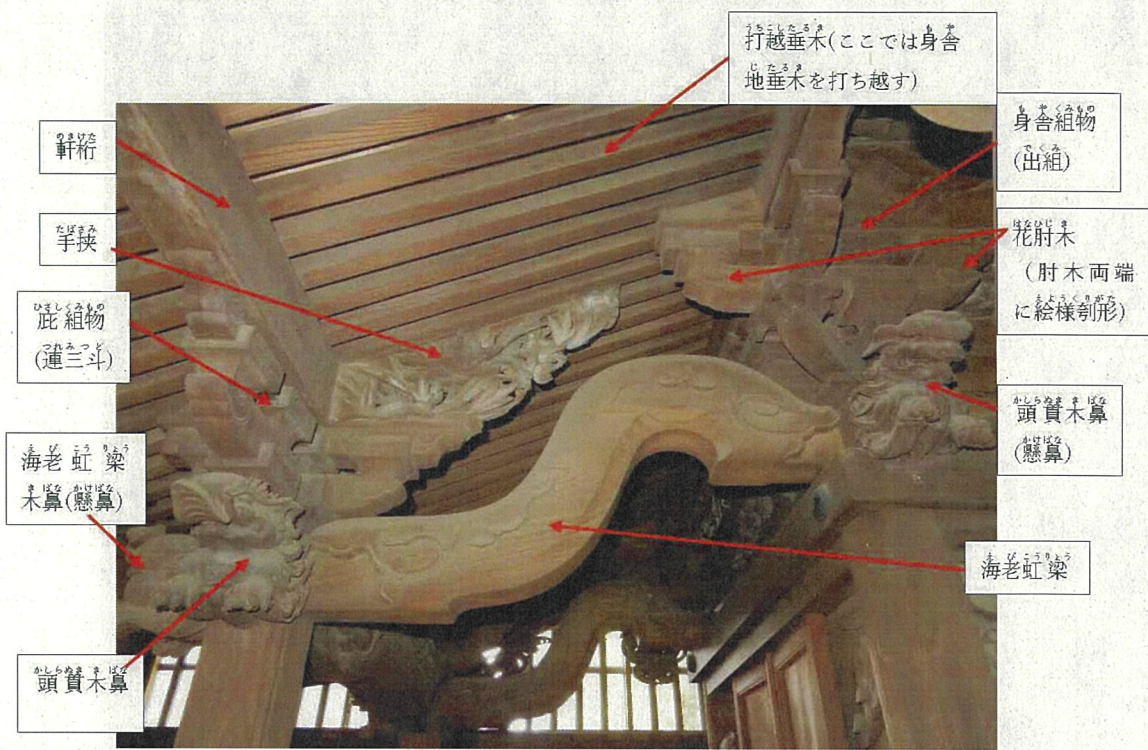
庇柱は頂部を虹梁型頭貫(水引虹梁)で繋ぎ、庇柱と身舎柱は海老虹梁で繋ぐ。この頭貫と海老虹梁には木鼻を付す(懸鼻)。庇組物は連三斗組で内側に手挟を組む。中備は組物間全体に竜の厚肉彫を配置し、もはや臺股とはいえない。縁腰組は指肘木による三手先で、肘木に絵様彫形を施し拳鼻とする。側面は腰組下位置に長押を配して腰下を上下二分し、下方の羽目板と腰組間の琵琶板のそれぞれに彫物を取り付ける。



松尾神社本殿背側面

背面は縁を設けないので、腰下は一面の羽目板となり、腰上羽目板以上の大きさをもつ彫物を嵌め込む。北側面の脇障子は彫物板が欠失しているが、各所に配置された彫物の残存状況は良好である。なお、礎石は丈の高い切石による布基礎で、側面と背面において礎石配列に空隙を設けて屋内通気に配慮している。

背面の軒も二軒繁極形式で屋根柿葺の軒付も蛇腹付とするほか、木鼻・組物・中備、大羽目板の彫物などに至るまで、背面であっても上質で装飾豊かな形式を保っている。



松尾神社本殿 庇の海老虹梁と手挟み詳細

庇組物は連三斗組で内側に手挟を組む。身舎組物は出組で、海老虹梁は庇頭貫高さと身舎頭貫高さを繋ぐ。海老虹梁の曲線は誇張的で、手挟は籠彫とする。



松尾神社本殿 庇虹梁見返し

向拝虹梁絵様と、中備は、正面見付の彫物は手が込んだ豪華なものであるが、見返しは控えめである。



松尾神社本殿 身舎組物と中備

身舎組物は絵様実肘木付の出組とし、小天井は彫物を施す。手先の秤肘木は両端に絵様彫形を施して花肘木状に作り、この上に斗・絵様彫形付実肘木を重ね、軒桁と妻虹梁を受ける。中備は臺股を配す。



松尾神社本殿 身舎正面扉と小脇板

正面柱間は切目長押上と内法長押間下に半長押両脇を取り付け、方立柱と小脇板を備えた板唐戸を両外開きに釣り込む。小脇板前面は彫物で飾る。篠塚八幡社本殿と坂本第六社本殿の扉は厚板の上下に端嵌を付した板扉であるため、おそらく松尾神社本殿も同様の形式が本来の扉形式であろう。



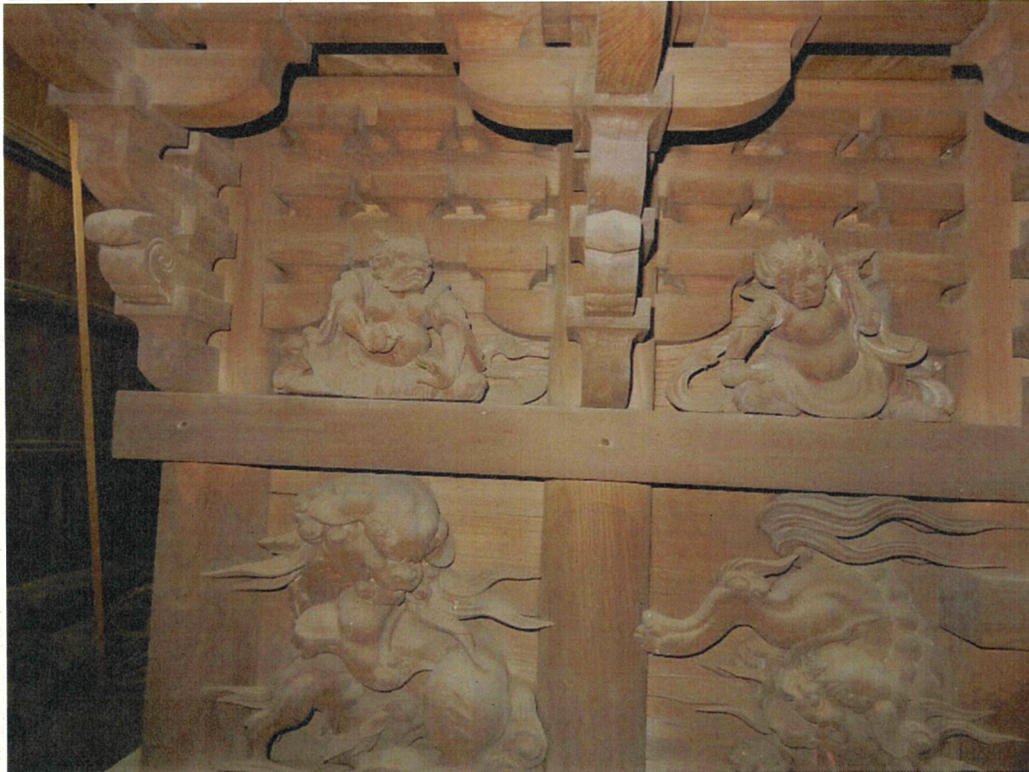
松尾神社本殿 妻組

妻組は手先肘木上に妻虹梁と軒桁を組み、妻虹梁は力神モチーフの臺股を配して棟木を受ける。妻面丸彫の頭貫木鼻、臺股、小天井、出組組物肘木絵様、虹梁絵様、力神臺股に至るまで彫物が積極的に施されている。なお、木部全体は総檜の素木仕上であるが、彫物部分は赤系と白系(緑青系)の塗装痕が認められ、部分的に彩色を施していたことがわかる。



礎石を内部から見た様子

石積基壇上に据えた礎石は、下方の丈の低い石が地覆石で、その上に切石布基礎を設け礎石とする。



松尾神社本殿 身舎足元の彫物詳細

身舎足元部の彫物は、背面の大型部分を蓑亀、側面は唐獅子、側面の腰組間の中備に力神を配する。腰部分は、長押を配して上下区分して、それぞれの羽目板部分に彫物を配置することにより、腰組の存在が明確になり、賑やかさも大きく増している。



松尾神社本殿 庇の木階下の彫物詳細

足元は龍、浜緑切目長押と腰組下長押(木階下の見切りとなって庇柱正面に廻る)の間に生じた狭間は貝類、簷桁下は猿の彫物とする。狭間にも彫物を取り付ける点は徹底している。



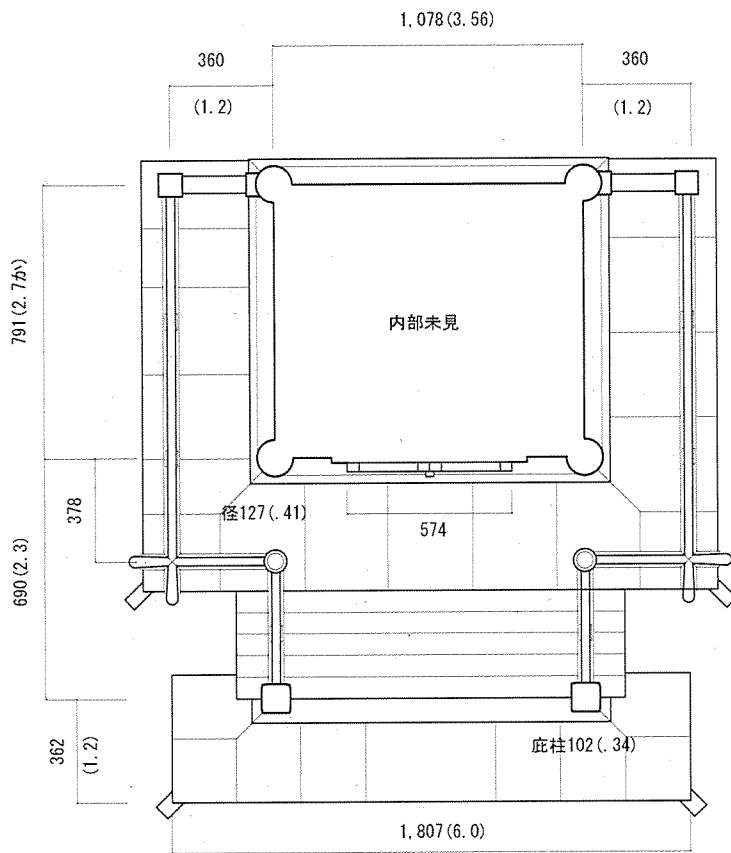
松尾神社本殿 破風板の懸魚（上左は拝懸魚、上右と下左は身舎の降懸魚 下右は庇の降懸魚）

懸魚は、身舎の拝懸魚と降懸魚、庇の降懸魚を備え、いずれも波型をモチーフとして装飾化が進んでいる。拝懸魚は鱗を有し六葉は花形に作る。降懸魚は拝懸魚に準じた形状だが鱗はない。庇の降り懸魚は波型モチーフが最も明確に示されている。なお、拝懸魚は向かって右側の鱗を欠いている



松尾神社本殿 長押の釘隠し金具

総檜造で各部の彫物装飾が豊富な点が当本殿の特色といえる。その中で釘隠金具は饅頭型の素朴な形式である。外れた部分を見ても、後世に付け替えたようにも見えず、当初からこの形式と考えられる。



松尾神社本殿平面図



寸法は実測値mmで記載し()に計画尺を示す

横浜市指定有形文化財（建造物）

1 名称	篠塚八幡社本殿
2 員数	1棟
3 指定年月日	令和5年□月□日
4 所在の場所	横浜市戸塚区上矢部町1949
5 所有者の氏名又は名称及び住所	宗教法人松尾神社 横浜市戸塚区上矢部町421番地
6 構造及び形式並びに高さその他大きさを示す事項	木造、一間社流造、屋根柿葺
7 建築の年代又は時代	文化4年（1807）
8 創建及び沿革	指定調書のとおり
9 むな札、墨書その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定調書のとおり ・ 「松尾神社本殿」「篠塚八幡社本殿」「坂本第六社本殿」は同時期に社殿再建造営がなされた点等において関係性を有する。
添付するもの	写真及び図面

篠塚八幡社は戸塚区上矢部 1949 番地に所在し、『新編相模国風土記稿』によると八幡宮と称し小名篠塚の鎮守と記す。祭神は品陀別命を祀る。篠塚八幡社は御社造営棟札を有し、その内容は松尾神社棟札写の内容を裏付けるものとして重要である。すなわち松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社は同じ日程で社殿再建事業が遂行された（寛政 13 年(1800)2 月 6 日議定、文化元年(1804)7 月 23 日伐木、同 3 年(1806)正月 26 日新初、同 4 年(1807)6 月 19 日上棟、同年同月 25 日遷宮)。そして前記三社の造営は、鎌倉扇谷の河内長左衛門智英を棟梁とし、河内吉左衛門豊久と江戸浅草の彫工石川藤吉郎豊信の関与を伝える。河内家は建長寺大工を務めた鎌倉の名門大工家で、石川家は江戸幕府彫物大工を務めた高松又八の系譜に属する彫物大工家である。加えて松尾神社棟札写は地域の造営関係者名が省略されて確認できないが、篠塚八幡社棟札はその点が明確となるので一層価値が高い。この松尾神社棟札写および篠塚八幡社棟札に記載された建物のうち現存するものが、篠塚八幡社本殿・松尾神社本殿・坂本第六社本殿と考えられる。

篠塚八幡社本殿は、覆屋内に西面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は柿葺である。

正側三面に腰組で支えた切目縁を巡らし、正面に五級木階と浜縁を備える。身舎の正面柱間は三尺、同側面柱間は二・六尺、庇側面柱間は二・二五尺あるいは二・三尺の計画と考えられる。

礎石は切石による布基礎を高く構えて基壇のように見せるのが特徴である。

軸部は礎石上に土台を組み廻し、庇柱（唐戸面取の角柱）と身舎柱（丸柱）を土台建する。庇柱は虹梁状頭貫（氷引虹梁）で繋ぎ頭貫木鼻を付す。身舎柱と庇柱は海老虹梁と貫で繋ぎ、海老虹梁は木鼻を付す。身舎柱は長押と貫で繋ぎ、頭貫木鼻を付す。

庇組物は連三斗組で、軒桁を受け、内側に手挟を組む。中備は竜の厚肉彫を配置する。身舎組物は出組で、軒桁あるいは妻組の虹梁を受ける。中備は幕股とする。妻組は虹梁大瓶束形式で棟木を受け、束脇に菱形を備える。

軒は二軒繁垂木で、正面軒は身舎の地垂木を打ち越して飛檐垂木を重ね二軒とする。垂木間隔は正面柱間三尺を一八支（一支一・六七寸）とし、螻羽は九・五支目を破風板とす

る。破風板は^{おがみげまよ}・^{くだりげまよ}・^{くだりげまよ}・^{くだりげまよ}・^{くだりげまよ}を備える。拝懸魚は『河内家文書』「文化三寅四月 戸つか上ヤベ 松尾大明神社懸魚用」に類似する。

身舎は正面に^{とびらぐち}扉口を構え、背側^{はいそく}三面は横板壁とする。扉口は^{こわまいた}小脇板と^{ほうだて}方立を備えて扉を両外開きに吊り込む。扉は上下に^{はしほみ}端嵌を付した^{いちまいた}一枚板で、^{じょうぎぢち}定規縁を備える。

^{まんこしぐみ}縁腰組は持ち送りで^{ましひじま}指肘木を支える。持ち送り足元は^{ながし}長押で見切り、長押下は横板壁とする。身舎背面腰下も横板壁とする。^{まん}縁は^{はほこうらんつき}跳高欄付の^{まりめまん}切目縁で、正面の高欄は^{ぎぼしほしら}擬宝珠柱におさめ（現在擬宝珠金具欠失）、側面の高欄後端は^{わきしょうしほしら}脇障子柱におさめる。脇障子は^{どうぶ}胴部に^{すかしぼり}透かし彫りを嵌め、上部は竹の^{ふし}節と^{なすき}襷を備える。

正面五級^{もくかい}木階の足元に^{はまさん}浜縁を備え、庇柱と浜縁は^{まりめながし}切目長押で見切り、庇柱と木階足元も長押で見切る。

屋根は^{こけらぎ}柿葺で^{にじゅうのきつげ}二重軒付とする（^{じのぼら}蛇腹は使用しない）。大棟は^{おむね}品軒上に^{しなのきじょう}箱棟を構え、両端に^{ひれつき}鱸付の^{おにいた}鬼板を備えて^{なご}桶棟を架け渡す。屋根の^{まのこう}箕甲が大きい点は松尾神社本殿と同じで、屋根は建築当初の形式を留めるらしいこと、隅に損壊が認められ関東大震災被害が想定されることも松尾神社本殿と同様である。ただし篠塚八幡社本殿は大棟部分がほぼ完存している点が特筆され、松尾神社本殿大棟の旧形式を考える上で参考になる。

建築装飾は、本殿全体に^{ぼりもの}彫物を多数施す点が注目される。特に、庇正面の^{なかぞなえ}中備が^{あつにく}竜の^{あつにく}厚肉彫りである点、^{こわまいた}小脇板の透かし彫、側面と背面の^{おほはめ}大羽目透かし彫、^{つまぐみ}妻組の大ぶりの^{あいがた}笄形が注目される。ただし足元廻りには透かし彫を配置してはいない。なお、^{たばみ}手挟・^{あいがた}笄形・^{おほはめ}大羽目透かし彫などに^{さいしき}彩色痕跡が明瞭に認められ、彩色を施した建築彫刻により華やかに彩られていたことがわかる。これに対して^{かざりかなぐ}鏝金具は^{ながしかなぐ}長押金具と^{ぎぼし}擬宝珠（欠失）だけで、抑制されている。

このように、篠塚八幡社本殿は、寛政13年（1800）から文化4年（1807）にかけて上矢部村の三社が同時に社殿再建を行った過程を伝える遺構である点、鎌倉大工の河内家と江戸彫物大工の石川家の関与が明らかな点、総擲造の一間社流造建築・柿葺屋根の原形を良く留める点、現存する三社本殿の中では松尾神社本殿の規模と装飾には及ばないが坂本第六社本殿と同規模同形式で、そのことが19世紀初期の上矢部村における^{しょうみやうかん}小名間の実態を知るうえで貴重な資料となり得る、

などの点において重要である。

したがって篠塚八幡社本殿は、横浜市指定文化財として保護・継承していくことが必要である。



篠塚八幡社 拝殿・幣殿・本殿覆屋(覆殿) 正側面全景

本殿・本殿覆屋は敷地奥に石垣積の段状部分に配置し、拝殿は床高を段と同高に構え、幣殿は段と拝殿床上を繋ぐ。本殿は、棟札により松尾神社本殿・坂本第六社本殿と同じ経緯・同じ工匠によりで再建されたことを伝え、文化4年(1807)6月に上棟・遷宮を行ったことがわかる。この時に地形を始め拝殿、雨覆(本殿覆屋か)、囲垣も建築されたが、本殿以外は残っていない。現在の拝殿と覆屋は昭和41年(1966)に建替えたことが記念碑によりわかる。記念碑では覆屋を「覆殿」と記す。



篠塚八幡社 拝殿・覆殿新築記念碑 (昭和41年4月吉日竣工)



篠塚八幡社 拝殿正面



篠塚八幡社 本殿覆屋（覆殿）
幣殿も同時に整備されたい

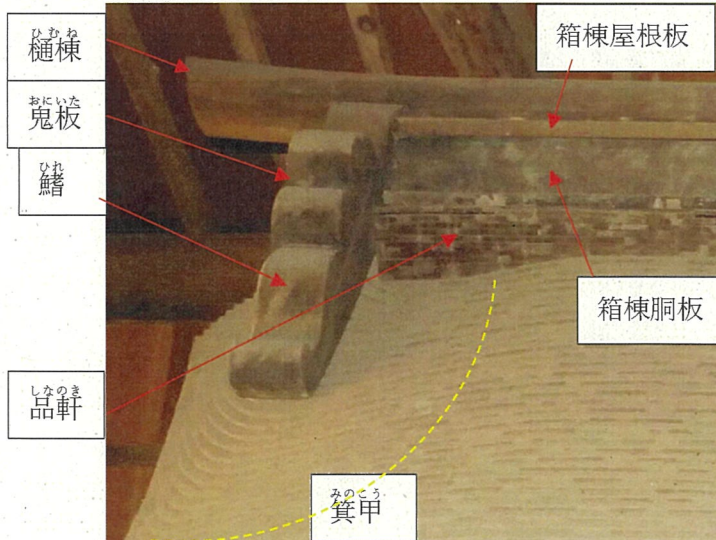


篠塚八幡社本殿 正面全景

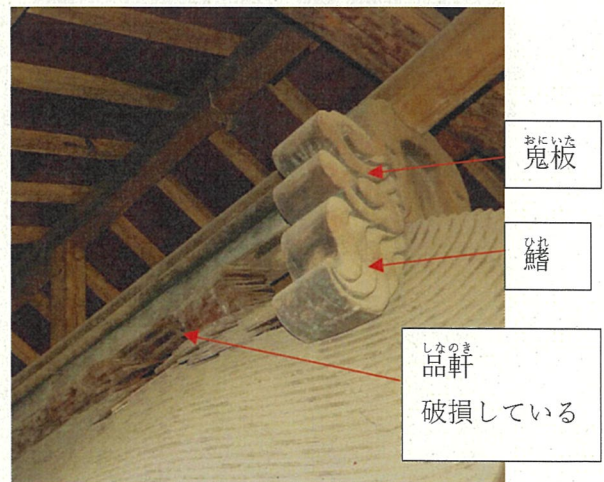
本殿は、総檜造の一間社流造・柿葺で覆屋内に西面して建つ。礎石は覆屋内の土間上に切石による布基礎とする。この布基礎は基壇のように高さを有する点の特徴である。そして礎石上に土台を組み廻し、庇柱（面取角柱）身舎柱（丸柱）とも土台建する。庇は前面に浜縁を設ける。

身舎正面柱間は三尺、同側面柱間は二・六尺、庇側面柱間は二・二三尺または二・三尺の計画らしい。（この比例は松尾神社本殿の×0.88に近い。概ね三尺一八支（@1.65）から身舎正面二・九七尺を得て、梁行側面は2.97×0.9掛けの目安で二・六七尺、庇側面はそのまた0.9掛け二・四尺となるが、若干抑えて0.88程度にしたものと考えられる）

柿葺屋根の軒付は、松尾神社本殿のような軒蛇腹は備えないが、軒反りは緩やかに反り上り、この反りにあわせた軒付の反り増しが効果を発揮している。屋根大棟は品軒積の上に木製箱棟をのせ両端に鱗付鬼板を配し、頂部に樋棟を通す。屋根箕甲を大きくとるため、屋根拌み部分の落ち込みが大棟際で顕著である。それを調製するために品軒を厚くし、箱棟と鬼板を大きく構える（丸印および左下写真）。



篠塚八幡社本殿 大棟詳細（正面）



同 大棟詳細（背面から見る）



篠塚八幡社本殿 正側面

庇は正面に浜縁を設け、庇柱の足元は浜縁の切目長押と腰長押で繋ぐ。この腰長押は身舎まで延ばし、身舎腰組下を見切る。身舎は腰組により正側三面に切目縁を設け、庇柱の腰長押上から身舎正面縁へ向かって五級木階を設け登高欄を設ける。切目縁は跳高欄を備え、正面の高欄は擬宝珠柱におさめ、側面の高欄後端は脇障子柱におさめる。登高欄は後端を擬宝珠柱におさめ、前端は庇柱におさめる。

庇柱頂部は虹梁状頭貫（水引虹梁）で繋ぎ、庇柱と身舎柱は海老虹梁で繋ぐ。庇柱頂の木鼻は前方に唐獅子、側面に獺の彫物を懸鼻とする。庇組物は連三斗組で内側に手挟を組む。中備は組物間に竜の厚肉彫を配置し、もはや墓股とはいえない。



篠塚八幡社本殿 背側面

切目縁の腰組は、指肘木を持ち送りで支える。指肘木の先端は絵様彫形を施し、持ち送りも絵様彫形を施す。

側面と背面の内法長押と切目長押間は半長押を配して大羽目板とし、その外面に彫物を嵌め込む。なお、松尾神社本殿の場合は、庇・身舎共に腰上だけでなく腰下の羽目板部分にも彫物を備えるが、篠塚八幡社本殿の場合、華やかな彫物で飾るのは腰上のみで、腰下は腰組の絵様彫形以外は装飾を施さない。ただし篠塚八幡社本殿の建築彫刻は下の写真のように彩色痕が残るものが多い。



腰組

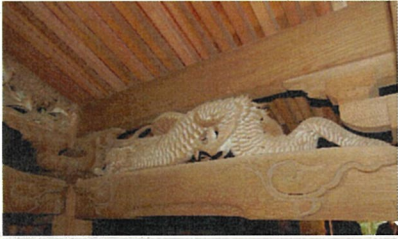
指肘木

持ち送り



篠塚八幡社本殿 庇正面

庇柱間は頂部を虹梁で繋ぎ、庇柱と身舎柱は海老虹梁で繋ぐ。庇柱頂の木鼻は前方に唐獅子、側面に獺の彫物を懸鼻とする。庇組物は連三斗組で内側に手挟を組む。中備は、組物間の向拝虹梁・桁間全体に竜の厚肉彫を配置し、もはや臺股とはいえない。



庇虹梁見返し 絵様と中備の彫物は前面に比べると簡素である

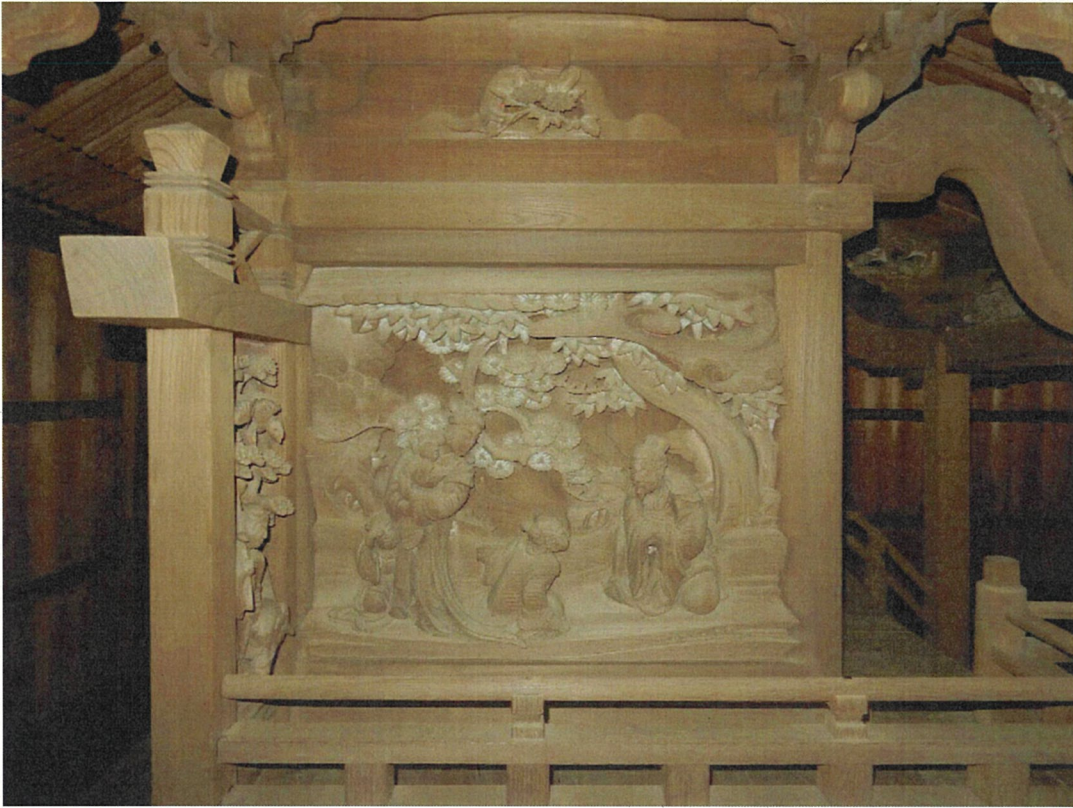


篠塚八幡社本殿 庇側面



篠塚八幡社本殿 身舎正面見上げ

身舎柱は長押と貫で繋ぎ、正面は内法長押と縁長押に半長押を取り付け、中央に板扉を両外開きに吊り込む。扉は上下に端嵌を付した一枚板で、召し合わせに定規縁を備える。扉脇は方立柱と小脇板を備え、小脇板を透彫の彫物で飾る。身舎組物は絵様実肘木付の出組とする。手先の秤肘木は両端に絵様割形を施して花肘木状に作り、この上に斗・絵様割形付実肘木を重ねて、軒桁および妻虹梁を受ける。中備は臺股を配す。小脇板の彫物は、松尾神社本殿は鯉の滝登りモチーフであったが、ここでは花卉（菖蒲）とする。



篠塚八幡社本殿 身舎側面



篠塚八幡社本殿 身舎妻組

妻組は虹梁大瓶束形式で、大瓶束両脇に大ぶりの笈形を備える。笈形・臺股の彫刻・木鼻彫物豪華や絵様には赤色または白色(緑青下地か)の塗装痕が認められるので、総檜造の素木を主体に、装飾部に限定して彩色を施していた。



篠塚八幡社本殿 身舎妻飾

破風板には拝懸魚と降懸魚を備え、庇部にも降懸魚を備える。懸魚は猪目懸魚と鎗懸魚と雁股懸魚の合成のような形式で、鱗は備えない。六葉と菊座は標準的な形式である。なお、拝懸魚の形状は、河内家文書の「文化三年寅四月上ヤベ（上矢部）松尾大明神社懸魚用」の銘を持つ拝懸魚・六葉菊座原寸図によく似ている。この図を参考に形状が決定された可能性があり、注目される。



庇部降懸魚



篠塚八幡社本殿 柿葺屋根の軒付拝み部分と鬼板・樋棟

柿葺の軒付は、松尾神社本殿のように軒蛇腹を備えるものではないが、二重軒付は丁寧な施工され上質である。むしろ柿軒付に軒蛇腹を施す松尾神社本殿の手法が特別に丁寧といえる。軒付の汚損・破損はほとんどなく、裏甲や破風板に軒付からの漏水痕も認められないので、柿葺および軒付は文化4年（1806）竣工時の状態を留める可能性が高い。すなわち、200年以上前の柿葺技術がほぼ完存していることになる。鬼板は齧を備えた堂々とした形式である。箕甲が大きい点はこの屋根の特徴といえる。

棟札によると、本殿と共に拝殿と雨覆なども再建したと伝える。この雨覆は本殿覆屋と考えるのが妥当で、遷宮以来何度か建替されて本殿を保護してきたことになる。



篠塚八幡社本殿 柿葺屋根の軒付損傷部分（背面両隅とも）

屋根全体の存続状態が良好な中で、軒先の隅部分に損傷が甚大な部分も存在する。おそらく関東大震災時の損傷と思われる。



篠塚八幡社本殿 縁高欄擬宝珠

擬宝珠金具が失われている。取付いた釘痕はあるので、ある時期に失われたことになる。切目長押の金具もほとんど欠損しているが、痕跡から見て松尾神社本殿同様の饅頭金具であろう。



篠塚八幡社本殿 内部（庇部分と身舎境）
土台は身舎庇一連で矩形枠に組んでいる。庇柱は足元の見え隠れまで唐戸面を施している（→）。



篠塚八幡社本殿 内部（身舎側面と背面）
切石礎石内面は木製土台際より若干出る程度に配置する。身舎側面は柱間中間に腰組用の束を挿入している。背面羽目板は檜の立派な一枚板である。



篠塚八幡社本殿 浜縁と木階詳細



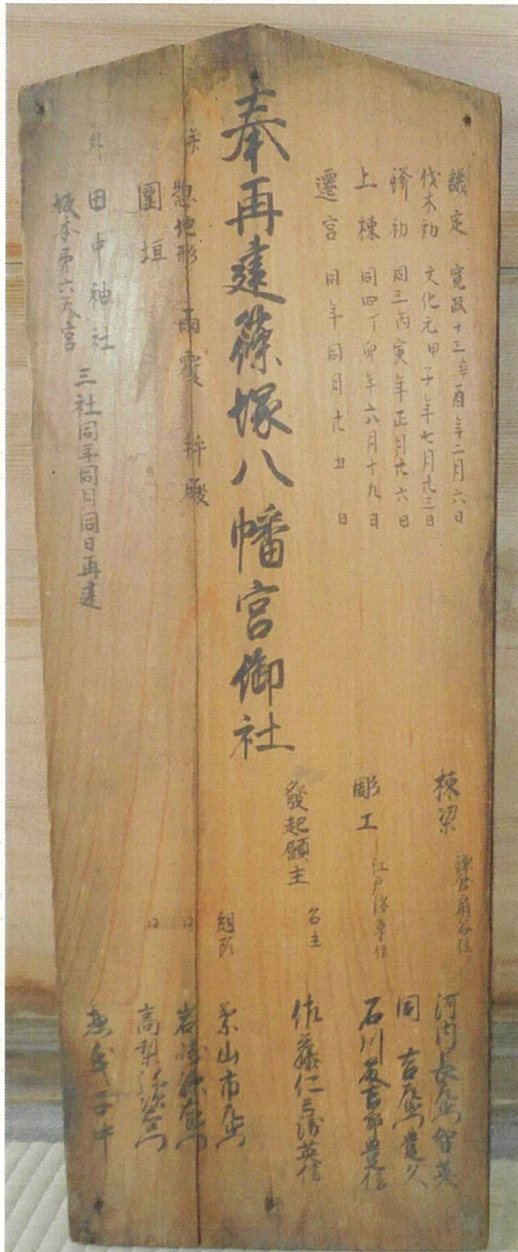
身舎頭貫木鼻と出組詳細（側面後端部）



篠塚八幡社拝殿 棟札保管状況(保管箱で掲示)



二枚重ねて打ち付けてあったらしい



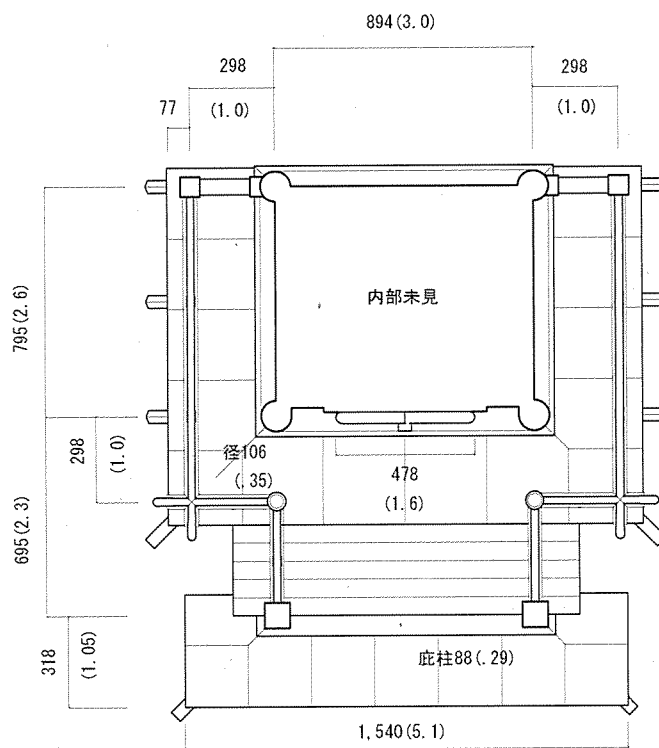
裏面は銘文なし

篠塚八幡社棟札 尖頭形 総高 592 mm、肩高 560-561 mm、上幅 225 mm、下幅 210 mm、

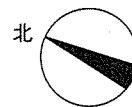
厚 13.5-14 mm、杉、鉋仕上 裏面銘ナシ

奉再建篠塚八幡宮御社」并 惣敷石 雨覆 拜殿「囲垣」外 田中神社「坂本第六天宮」三社同年同月同日再建」議定 寛政十三年辛酉年二月六日「伐木初 文化元年甲子年七月廿三日」新初 同三丙寅年正月廿六日「上棟 同四丁卯年六月十九日」遷宮 同年同月廿五日「棟梁扇谷住」河内長左衛門智英「同 吉左衛門豊久」彫工 江戸浅草住「石川藤吉郎豊信」發起願主 名主 佐藤仁兵衛英信「組頭 葉山市左衛門」同 岩崎孫右衛門」同 高梨弥治右衛門「惣氏子中

※記載は、上半中央および左の主文、上半右の工程、下半の工事関係者の順とした。



篠塚八幡社本殿平面図



寸法は実測値mmで記載し()に計画尺を示す

横浜市指定有形文化財（建造物）

1 名称	坂本第六社本殿
2 員数	1棟
3 指定年月日	令和5年□月□日
4 所在の場所	横浜市戸塚区上矢部町字坂本2969
5 所有者の氏名又は名称及び住所	宗教法人第六社 横浜市戸塚区戸塚町3693
6 構造及び形式並びに高さその他大きさを示す事項	木造、一間社流造、屋根鉄板葺
7 建築の年代又は時代	文化4年（1807）
8 創建及び沿革	指定調書のとおり
9 むな札、墨書その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定調書のとおり ・ 「松尾神社本殿」「篠塚八幡社本殿」「坂本第六社本殿」は同時期に社殿再建造営がなされた点等において関係性を有する。
添付するもの	写真及び図面

坂本第六社は戸塚区上矢部 2969 番地に所在する。『新編相模国風土記稿』によると小名坂本の鎮守と記す。祭神は面足尊・惶根尊二神（伊弉比・伊弉諾二神の一代前の男女神）を祀る。

坂本第六社は、篠塚八幡社棟札および松尾神社棟札写によると寛政 13 年(1800)2 月 6 日議定、文化元年(1804)7 月 23 日伐木、同 3 年(1806)正月 26 日鉦初、同 4 年(1807)6 月 19 日上棟、同年同月 25 日遷宮と伝え、その時の造営は河内長左衛門智英を棟梁とし河内吉左衛門豊久と江戸の彫工石川藤吉郎豊信が関与したという。この松尾神社棟札および篠塚八幡社棟札に記載された建物のうち現存するものが、坂本第六社本殿・松尾神社本殿・篠塚八幡社本殿と考えられる。

坂本第六社本殿は、覆屋内に南面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は一文字鉄板葺である。

正側三面に腰組で支えた切目縁を巡らし、正面に五級木階と浜縁を備える。身舎の正面柱間は三尺、同側面柱間は二・六尺、庇側面柱間は二・二五尺あるいは二・三尺の計画と思われる。

本殿は屋根が鉄板葺に変更されている以外は、規模はもとより基礎・軸部・造作などの建築概要および装飾細部に至るまでほぼ篠塚八幡社本殿と同じである。特に建築装飾である彫物を桐板の大羽目をはじめ各所に用いる点が注目される。しかも坂本第六社本殿は彫物部分に彩色痕跡を留めるものが多く、この本殿もまた建築当初から覆屋に守られてきたことをうかがわせる。坂本第六社本殿に関する棟札記録は確認できなかったが、御神体を安置する茵の中央に「奉納第六天神宮」、東脇に「文化七年庚午□□」、西脇に「菊月仲七日文化七年」の墨書が認められた。したがって坂本第六社本殿は、篠塚八幡社棟札および松尾神社棟札写が伝える文化 4 年上棟・遷宮の建築とみてよい。本来の屋根は篠塚八幡社本殿と同じ二重軒付(蛇腹なし)の柿葺であったろう。

このように坂本第六社本殿は寛政 13 年(1800)から文化 4 年(1807)にかけて上矢部村の三社が同時に社殿再建を行った過程を伝える遺構である点、鎌倉大工の河内家と江戸彫物大工の石川家の関与が明らかな点、屋根は鉄板葺に変更されているがそれ以外は総檜造・一間社流造建築の原

形を良く留める点、現存する三社本殿の中では松尾神社本殿の規模と装飾には及ばないが篠塚八幡社本殿と同規模同形式であり、そのことが19世紀初期の上矢部村における^{しやうみやうかん}小名簡の実態を知るうえで貴重な資料となり得る。

したがって坂本第六社本殿は、横浜市指定文化財として保護・継承していくことが必要である。



坂本第六社 拝殿 正面全景

本殿は、一間社流造・一文字鉄板葺で南面し、拝殿後方の覆屋内に建つ。坂本第六社本殿は、篠塚八幡社本殿の棟札および松尾神社本殿の棟札写により、松尾神社本殿・篠塚八幡社本殿と同じ日程・同じ工匠により再建され、文化4年(1807)6月に上棟・遷宮を行ったと伝える。この時に地形を始め拝殿、雨覆(本殿覆屋か)、囲垣も建築されたが、本殿以外は残っていない。現在の拝殿と覆屋は昭和の建築と認められ、昭和59年に屋根葺き替えされたことが記念碑によりわかる。なお記念碑は覆屋を本殿と呼ぶが内部安置の社殿が本殿である。



坂本第六社 拝殿・覆殿新築記念碑 (昭和41年4月吉日竣工)



坂本第六社 本殿正面

本殿は総檜造の一間社流造・一文字鉄板葺で覆屋内に南面して建つ。礎石は切石による布基礎で基壇のように高く構える。礎石周囲は基盤目状の石敷とする。礎石上に土台を組み廻して庇柱（唐戸面取の角柱）と身舎柱（丸柱）を土台建する。

庇は前面に浜縁を設ける。正面柱間は三尺、同側面柱間は二・六尺、庇側面柱間は二・二五尺または二・三尺の計画らしく、篠塚八幡社本殿と同規模である。正面柱間×0.87＝身舎側面柱間、身舎側面柱間×0.87＝庇側面柱間の関係らしい。屋根鉄板葺は非当初で、篠塚八幡社本殿と松尾神社本殿が柿葺屋根を伝えている点からみて、坂本第六社本殿も同様と考えられる。関東大震災によって本殿屋根が被災したことが改変要因と推量されるが、経緯の詳細は不明である。



一文字鉄板葺屋根の詳細

裏甲までは檜の当初材で、その上の屋根下地を改修して一文字葺鉄板で覆ったらしい。棟は頂部を塞ぐ簡易な形式で、鬼板・千木・勝男木などは備えない。



坂本第六社 本殿正側面

庇は前面に浜縁を設け、庇柱の足元は切目長押と腰長押で繋ぐ。この腰長押は身舎まで延ばし腰組下を見切る。身舎は腰組により正側面に切目縁を設け、庇柱の腰長押上から身舎正面縁へ向かって五級木階を設ける。切目縁は跳高欄を備え、木階には登高欄を設ける。正面の高欄は擬宝珠柱におさめ、側面の高欄後端は脇障子柱におさめる。登高欄は擬宝珠柱と庇柱におさめる。なお跳高欄架木先端は欠損が認められ、擬宝珠は宝珠が失われている。

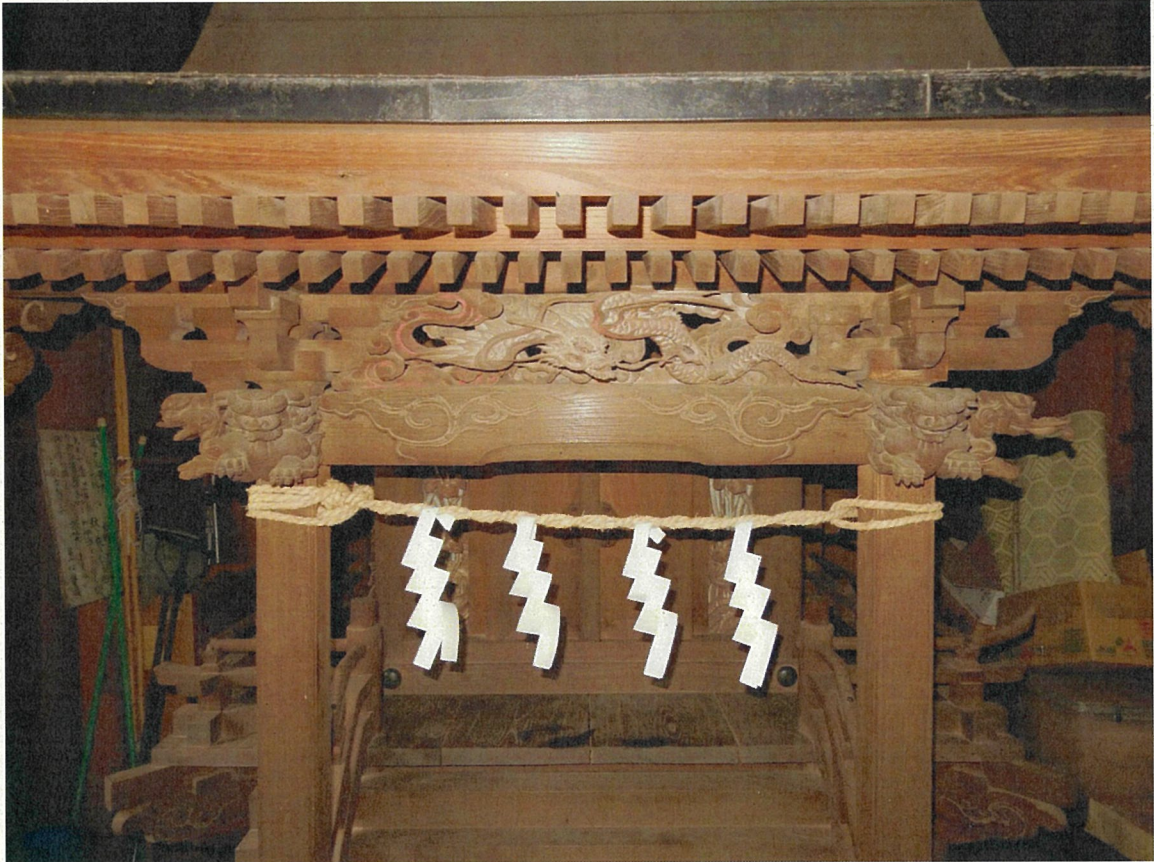
庇柱頂部は虹梁で繋ぎ、庇柱と身舎柱は海老虹梁で繋ぐ。庇柱頂の木鼻は前方に唐獅子、側面に獺の彫物豪華を懸ける。庇組物は連三斗組で内側に手挟を組む。中備は、組物間全体に竜の厚肉彫を配置し、もはや臺股とはいえない形状を示す。



坂本第六社 本殿背側面

身舎側面の腰組は、指肘木を持送りで支えて三手先相当の位置で支える。指肘木の先端は絵様刳形を施し、持送りの絵様刳形を施す。

側面と背面の内法長押しと切目長押し間は半長押しを配して横板壁とし、外面に透かし彫を大羽目とする。なお、松尾神社本殿の場合は、庇・身舎共に腰上だけでなく腰下の板壁に彫物を備えているが、坂本第六社本殿と篠塚八幡社本殿は、華やかな彫物で飾るのは腰上のみで、腰下は腰組の絵様刳形以外は装飾を施さない。



坂本第六社 本殿庇正面

庇柱は頂部を虹梁で繋ぎ、庇柱と身舎柱は海老虹梁で繋ぐ。庇柱は唐戸面取の角柱で、庇柱頂の木鼻は前方に唐獅子、側面に獏の彫物を懸鼻として備える。庇組物は連三斗組で内側に手挟を組む。中備は組物間全体に竜の厚肉彫を配し、もはや臺股とはいえない形状となる。彫物の彩色は比較的よく残る。



坂本第六社 本殿庇正面 中備の見返し



坂本第六社 本殿 庇の海老虹梁・手挟と身舎組物

海老虹梁の形状は尻が大きく跳ね上がる表現を示す。手挟は箆彫で彩色が比較的よく残っている。海老虹梁形状と手挟の箆彫は、篠塚八幡社本殿とよく似ている。

身舎組物は出組で、小天井板に彫物は施さない。手先の秤肘木は両端に絵様割形を施して花肘木状に作り、この上に斗・絵様割形付実肘木を重ねて、桁行は軒桁、梁行は妻虹梁を受ける。中備は臺股を配す



坂本第六社 本殿 庇の木階および登高欄、身舎の跳高欄付縁

身舎の正側面は腰組にて切目縁を設け、跳高欄を備える。跳高欄の正面のおさまりは擬宝珠柱におさめ、側面後端は脇障子柱におさめる。



坂本第六社 本殿 身舎正面扉

身舎柱は長押と貫で繋ぐ。正面は内法長押と縁長押に半長押を取り付け、中央に扉を両外開きに吊り込む。扉は上下に端嵌付の板扉で定規縁を備える。扉脇は方立柱と小脇板を備え、小脇板外面を透かし彫で飾る。松尾神社本殿の小脇板前は鯉の滝登りモチーフであったが、ここでは篠塚八幡社本殿同様に花卉（菖蒲）とする。



坂本第六社 本殿 身舎正面扉

特別に内部を拝見させていただけた。

扉を開けるところ。正面には御簾を架ける。

内部は板床と鏡天井を設ける。床板中央前寄りに茵を置き、この上に御神体を安置し、茵の後方に御幣を置く。茵の中央と東西両脇に墨書があり、中央は「奉納第六天神宮」東脇は「文化七年庚午」西脇は「菊月仲七日」と記す。一部読みにくい部分もあるが、文化七年に御神体安置用の茵を奉納したことは、本殿が文化四年六月に遷宮したという篠塚八幡社棟札と矛盾しない。本殿の形式も篠塚八幡社本殿と坂本第六社本殿は規模・形式・装飾形式にいたるまでよく似ており、両者を文化四年とみることは建築様式上も問題ない。



坂本第六社 本殿 身舎側面壁板彫物（西側面）



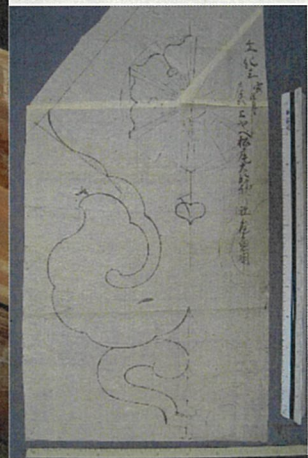
坂本第六社 本殿 身舎中備および妻組（西側面）

妻組は虹梁大瓶束形式で、大瓶束両脇に大ぶりの笈形を備える。笈形・臺股の彫刻・木鼻彫物や絵様は赤色または白色（緑青下地か）の塗装痕が認められるので、総檜造の素木を主体に、装飾部に限定して彩色を施していた。



坂本第六社 本殿 妻飾懸魚（西側面）

破風板には押懸魚と降懸魚を備え、庇部にも降懸魚を備える。懸魚は猪目懸魚と鑄懸魚と雁股懸魚の合成のような形式で、鱗は備えない。六葉と菊座は標準的な形式である。なお、押懸魚の形状は、河内家文書の「文化三年寅四月上ヤベ（上矢部）松尾大明神社懸魚用」の押懸魚・六葉菊座原寸図によく似ている。この図を参考に形状が決定された可能性があり、注目される。

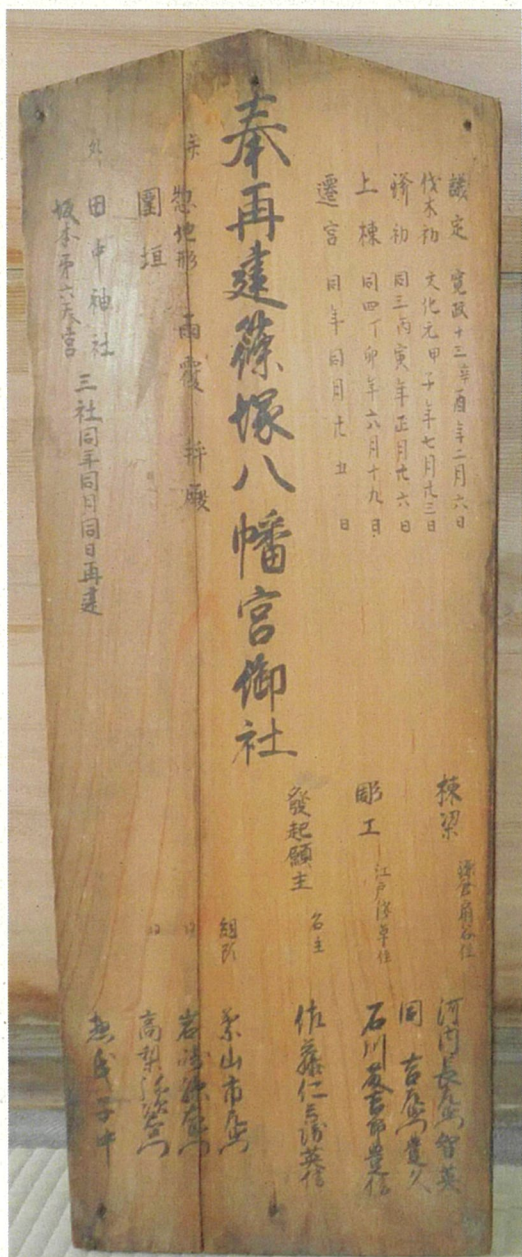


参考：篠塚八幡社本殿の身舎妻飾と河内家文書の田中社懸魚絵様原寸

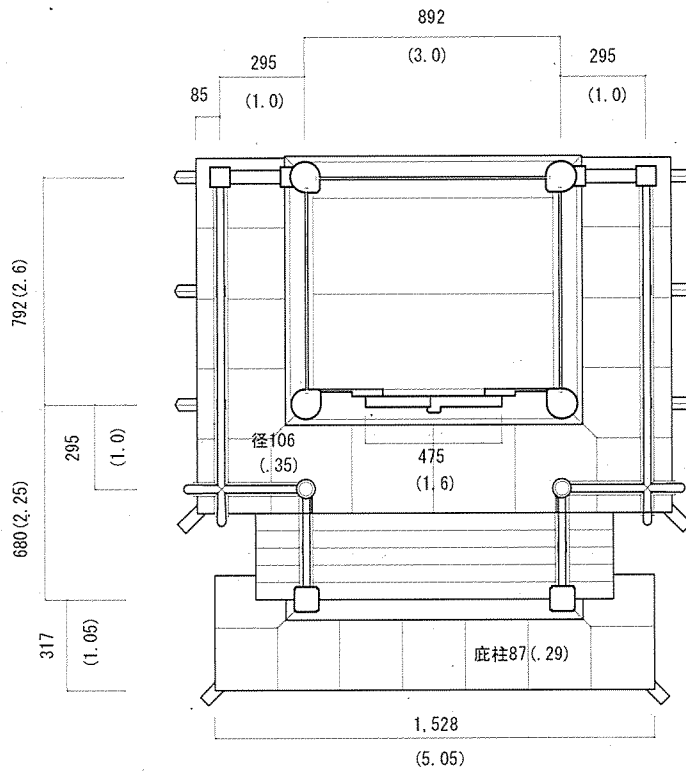
篠塚八幡社棟札 尖頭形 総高 592 ㎜、肩高 560-561 ㎜、上幅 225 ㎜、下幅 210 ㎜、
厚 13.5-14 ㎜、杉、鉋仕上 裏面銘ナシ

奉再建篠塚八幡宮御社」并 惣敷石 雨覆 拜殿「圍垣」外 田中神社「坂本第六天宮」三社同年同月同日再建」議定 寛政十三年辛酉年二月六日「伐木初 文化元年甲子年七月廿三日」斬初 同三丙寅年正月廿六日「上棟 同四丁卯年六月十九日」遷宮 同年同月廿五日「棟梁扇谷住」河内長左衛門智英」同 吉左衛門豊久「彫工 江戸浅草住」石川藤吉郎豊信」発起願主」名主 佐藤仁兵衛英信」組頭「葉山市左衛門」同 岩崎孫右衛門」同 高梨弥治右衛門」惣氏子中

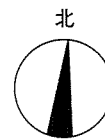
※記載は、上半中央および左の注文、上半右の工程、下半の工事関係者の順とした。



裏面は銘文なし



坂本第六社本殿平面図



寸法は実測値mmで記載し()に計画尺を示す

横浜市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第 6 条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号。以下「県条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを横浜市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

（審議会への諮問）

第 56 条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

（1）市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

（所有者の変更等）

第 9 条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

（滅失、き損等）

第 10 条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者。以下次条において同じ。）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理又は修理の補助）

第 12 条 市は、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合には、その費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（現状変更等の制限）

第 16 条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

（修理の届出等）

第 17 条 市指定有形文化財を修理するときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第 12 条第 1 項の規定による補助金の交付、第 14 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

第18期横浜市文化財保護審議会委員

※五十音順、敬称略

No.	氏名	現勤務先・役職等
1	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授
2	おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院教授
3	おおやつ さなえ 大谷津 早苗	昭和女子大学教授
4	かしま まさる 加島 勝	大正大学名誉教授・特遇教授
5	くるしま のりこ 久留島 典子	神奈川大学教授
6	たかはし のりこ 高橋 典子	シルク博物館副館長
7	てづか なおき 手塚 直樹	青山学院大学名誉教授
8	にしおか よしふみ 西岡 芳文	上智大学特任教授
9	はっとり つとむ 服部 勉	東京農業大学教授
10	ひらの たくじ 平野 卓治	日本大学教授
11	ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜市立大学特任教授
12	ほしの れいこ 星野 玲子	鶴見大学教授
13	みずぬま よしこ 水沼 淑子	関東学院大学名誉教授
14	みどうしま ただし 御堂島 正	大正大学名誉教授・特遇教授
15	やすむろ さとる 安室 知	神奈川大学教授
副会長	16 やまもと つとむ 山本 勉	鎌倉国宝館長・半蔵門ミュージアム館長
会長	17 よしだ こういち 吉田 鋼市	横浜国立大学名誉教授

(任期：令和4年6月1日から令和6年5月31日まで)